

官報

号外 平成三十一年四月十六日

○第一百九十八回 衆議院会議録 第十九号

平成三十一年四月十六日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成三十一年四月十六日

午後一時開議

第一 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案(内閣提出)

第三 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

第六 企業等の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 本号末尾に掲載

○本日の会議に付した案件

日程第一 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案(内閣提出)

第三に、健康保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、日本国内に住所を有することを加えること、

午後一時二分開議
○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生労働委員長富岡勉君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本号末尾に掲載

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

君。

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

第四に、社会保険診療報酬支払基金について、従たる事務所の廃止等の組織改革を行うこと等であります。

本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日根本厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日から質疑に入り、四月十日質疑を終局し、十二日に討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

〔葉梨康弘君登壇〕

○葉梨康弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民事執行制度をめぐる最近の情勢に鑑み、債務者の財産状況の調査に関する規定の整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、国内の子の引渡しの強制執行に関する規定の整備等を行うとともに、国際的な子の返還の強制執行についても、国内の子の引渡しの強制執行に関する規定と同内容のものに改めようとするものであります。

本案は、去る三月十九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、二十六日山下法務大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二日質疑に入り、三日参考人から意見を聴取し、十日質疑を終局いたしました。

十二日、本案に対し、国民民主党・無所属クラブより、附則における本法律の略称を平成三十一年改正法から民事執行法等一部改正法に改めるこ

とを内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取しました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論を行い、採決した結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔大島理森君登壇〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第三 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長牧原秀樹君。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔牧原秀樹君登壇〕

○牧原秀樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他 の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律について、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に防衛大臣が指定する防衛関係施設を追加する等の措

〔赤羽一嘉君登壇〕

○赤羽一嘉君 ただいま議題となりました特許法によつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第三、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長牧原秀樹君。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第四 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長赤羽一嘉君。

特許法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

中小企業の事業活動の継続に資するための中 小企業等経営強化法等の一部を改正する法 律案(内閣提出)の趣旨説明	
○議長(大島理森君) この際、内閣提出、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣世耕弘成君。	〔國務大臣世耕弘成君登壇〕

○國務大臣(世耕弘成君) ただいま議題となりました中小企業の事業活動の継続に資するための中 小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。	中小企業、小規模事業者は、地域に根ざした事 業活動を行い、多くの雇用機会を提供するなど、 地域経済において重要な役割を果たしています。 しかしながら、平成二十九年七月九州北部豪雨、 平成三十年七月豪雨、平成三十年北海道胆振東部 地震など、近年自然災害が頻発し、また、経営者の 高齢化が進展することによって、個人事業者を 含め多くの経営者の引退期が迫る中、中小企業、 小規模事業者の事業活動の継続に支障をきたす事 態が生じています。	第一に、中小企業者の事業継続力強化のための 施策を講じます。事前の防災・減災対策の先行事 例を踏まえ、中小企業者が行う事業継続力強化の 取組や、中小企業を取り巻く関係者による中小企 業者の事業継続力強化に関する協力など、中小企 業者の事業継続力強化に関する基本方針を策定す るとともに、中小企業者が単独で又は相互に連携 して行う事業継続力強化のための計画を認定し、 認定を受けた者について、各種の支援措置を講じ ます。
○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対 して質疑の通告があります。順次これを許しま す。宮川伸君。	第二に、商工会及び商工会議所による小規模事 業者の事業継続力強化の支援のための施策を講じ ます。商工会又は商工会議所が市町村と共同して 行う小規模事業者の事業継続力強化を支援する事 業についての計画を都道府県知事が認定し、認定 を受けた者について、各種の支援措置を講じま す。	○宮川伸君(登壇)

○宮川伸君 立憲民主党の宮川伸です。	立憲民主・無所属フォーラムを代表し、ただ いま議題となりました中小企業の事業活動の継続 に資するための中小企業等経営強化法等の一部を 改正する法律案、いわゆる中小企業強靭化法につ いて質問いたします。(拍手)	に追加するため、独立行政法人中小企業基盤整備 機構法の一部を改正します。
○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対 して質疑の通告があります。順次これを許しま す。宮川伸君。	まず初めに、本法案は、安倍政権がお得意の、 幾つかの異なる内容のものが混ざった、筋のよい ものと悪いものを一緒にした、いわゆる東ね法案 であります。このよう、国会審議を軽視するよ うな法案の出し方は絶対にやめるべきです。 その上で、中小企業強靭化法とて束ね法案 を出すのであれば、今のアベノミクスの中で、中 小企業が活性化する何らかの方法こそ含めるべき ではないでしょうか。	中小企業の強靭化を考えていく上で、現状を正 確に知ることは重要であります。昨年六月の名目 賃金の伸びは三・三%と二十一年ぶりの高水準で あるとし、安倍政権は、アベノミクスはうまく いつていると主張していました。しかし、これが 全くの誤りであることがわかりました。毎月勤労 統計調査で不正が発覚し、こうそり三倍補正、サ ンブル入れかえ、ベンチマーク変更、日雇労働者 除去などの統計処理の問題が明らかとなりま した。

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対 して質疑の通告があります。順次これを許しま す。宮川伸君。	では、昨年の実質賃金の伸びは本当はどうだ ったんでしょうか。プラスだったのか、マイナス だったのか。もしマイナスであった場合、消費税 を上げても中小企業、小規模事業者は本当に大丈 夫なんでしょうか。	發言していませんが、今やトリクルダウンという 言葉すら出でこない状態です。
○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対 して質疑の通告があります。順次これを許しま す。宮川伸君。	大企業が数千億円、数兆円という規模の過去最 高益を出している中で、中小企業や小規模事業者 の実態はどうでしょうか。中小企業の景気動向を 示す指標である中小企業景況調査を見ると、商売 がよくなっているという企業よりも悪くなっている 企業の方が多い状態がずっと続いている。	大企業の石破茂先生は、雑誌のインタビュー で、アベノミクスは安倍晋三首相が好んでゴルフ をともにする大企業のトップには恩恵をもたらし ていたが、その他多くの人を取り残していると發 言されたそうです。

が必要であると思いますが、いかがですか。また、厚生労働省に早くこのデータを出すよう必要求したことはありますか。もし要求していない場合は、なぜ中小企業の立場に立つて行動しないのでしょうか。

本改正案の一つの柱は、中小企業が災害に遭ったときに、その被害ができるだけ小さく済むように、事業継続力強化計画を立てるというもので

す。
コンセプトは正しいと思います。しかし、内閣府や中小企業庁は企業に対してBCPと呼ばれる事業継続計画を策定するよう促していましたが、その策定率はとても低いです。中小企業庁の調査によると、BCPを策定している企業は一六・九%しかなく、名称は知っているが、策定していないとする企業は五三・二%に及ぶそうです。これは、企業の負担が大きくて取り組めていないと

いうことではないでしょうか。

本年十月に消費税が一〇%に上がる予定です。軽減税率が導入され、一部の商品は八%に据置きとなり、八%と一〇%の商品が出てきます。また、ポイント還元一%付与と五%付与があり、実質的な税率は、三%、五%、六%、八%、一〇%と五段階となります。誰に聞いても、複雑でわからないと言います。さらに、プレミアム商品券の発行やインボイスへの対応などもあり、これから中小企業、小規模事業者はとても大変になると思います。

そこで、経済産業大臣にお伺いします。

この事業継続力強化計画の認定制度はいつから開始になるのでしょうか。ただでさえ消費税対策で大変なときに、中小企業、小規模事業者は対応できるのでしょうか。また、本制度について、どの程度の活用を見込んでいるのでしょうか。

次に、防災・減災対策として、商工会、商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化支援に

ついてお伺いします。

これも方向性は正しいと思いますが、商工会、商工会議所がその仕事ができるかという問題があります。

商工会の場合、昔は基礎的な経営相談や記帳事務の代行などが主な仕事でしたが、最近では経営革新塾を開いたりインターネット活用をアドバイスしたりと仕事量がふえています。特に、平成二

十六年から経営発達支援事業による伴走型支援が加わり、経営計画の策定支援や販路開拓など、仕事量が更にふえています。そのほか、地域のお祭りやイベントの開催なども手伝っていて、職員の仕事量は過剰になっていると聞いています。一方で、全国商工会連合会の資料によると、経営指導員の数は、ここ十年間で二割程度削減されています。

そこで、経済産業大臣に質問します。

経費に関して地方交付税措置が講ぜられるとい

うになっていますが、新たに職員をふやせる程度の予算になつてているのでしょうか。また、職員がふやせない場合、今の職員で十分に回せる程度の仕事量なのでしょうか。

本法案の背景の一つは、中小企業の災害対応力を高めるということになりますが、災害の中に

は、地震や台風などの自然災害だけでなく、テロやパンデミック、そして原子力災害も含まれるは

いです。

原子力災害は、自然災害とは異なり、私たちが

コントロールできるものです。原子力災害による被害をゼロにする最も簡単な方法は、原発をゼロにすることです。

しかし、今の安倍政権は、二〇三〇年に電源構

成に占める原発の比率を二〇から二二%にするとし、約三十基もの原発を動かそうとしています。

しかも、東京電力福島第一原発事故を経験して、

もう古い原発は動かさないとして四十年廃炉ル

ルをつくったのに、それを無視して、高浜原発、茨城原発と、次々と運転延長を認めています。

昨年十一月には、首都圏に最も近い原発である

美浜原発が決まりました。この原発は、津波に対する防潮堤などをつくるために、約千七百四十億円が必要

であります。事業主である日本原電はそのお金を持っておらず、何らかの支援が必要です。原子

力規制委員会は、東京電力が支援するからということで運転延長を認めましたが、当の東京電力は、経済産業委員会の質疑の中ではつきりと、支援するかどうか決めていないと言っています。こ

のようなすさんな審査で運転延長を決めているのが今の現状です。

中小企業に原子力災害の対応を求めるのであれば、まずはこういったすさんな審査を改め、原発

ゼロを目指して努力すべきではないでしょうか。

東海村で原子力事故が起つた場合に備えて、周辺自治体と避難先となる自治体との間で広域避難協定が結ばれています。

例えば、ひたちなか市からは、私の選挙区が含まれている千葉県の自治体が約一万四千人を受け入れることになつています。しかし、実際にどこに避難所をつくり、誰がどのように物資を供給するかなど、具体的なことは何も決まっていません。このような場合にも、中小企業や小規模事業者はどのようになるのでしょうか。

そこで、経済産業大臣に質問します。

本法案で求められる事業継続力強化計画の中に

は原子力災害も含まれるということでよろしいで

しょうか。

しかし、今の安倍政権は、二〇三〇年に電源構

成に占める原発の比率を二〇から二二%にするとし、約三十基もの原発を動かそうとしています。

そもそも、ストックオプション制度とは、でき

する高度人材に対してストックオプションを税制

適格にするというものが含まれています。

そもそも、ストックオプション制度とは、でき

たばかりのベンチャー企業が、優秀な社員に対し

て高い給料が払えないで、ストックオプションを発行して、もし会社が成功したときにはかなり

えません。

今国会で速やかに原発ゼロ基本法案の審議ができるよう、皆様の御協力をお願いいたします。

さて、先日、5Gの周波数割当てが行われまし

た。高速大容量での通信が可能となります。自

動運転や遠隔操作などの技術が進歩するとともに、リアルとバーチャルな世界が一体となり、新しい世界が広がることが期待されます。

このように最先端技術を使ったイノベーション産業の育成は、日本の経済産業の発展のために極めて重要です。そのためにもベンチャー企業への投資が必要であり、その重要な役割を担っているのが産業革新投資機構です。

しかし、残念なことに、昨年末に田中社長を始めとして役員九名が辞任するということが起こりました。そのため、計画されていた西海岸ファン

ドの計画も頓挫してしまいました。

役員九名が辞任した理由の一つが報酬の問題で

す。経産省が一億円を超す報酬を提案していましたが、途中でその約束を破棄して、大幅に減額することを求めたのです。

そもそも、経産省が最初に提示した報酬は高過ぎると思います。有能なベンチャー・キャビタリストの給与は一般に高いですが、しかし、その人たちは資金集めからやっています。二兆円の資金は国が用意をして、失敗しても大きな個人リスクはない状態で、一億円を超す報酬を提示するとは、どのような考え方に基づいていたんでしょうか。

本改正案では、ベンチャー企業に社外から協力する高度人材に対してストックオプションを税制

適格にするというものが含まれています。

官 報 (号 外)

の報酬が入るというインセンティブを与えるもので。イノベーション創出に対する対価とも言えます。これを、社外の人材に対しても税制適格を認め、優遇措置を与えるとするのが今回の改正案です。

○國務大臣(世耕弘成君) 宮川議員にお答えいた
〔國務大臣世耕弘成君登壇〕

アベノミクスの中小企業、小規模事業者への恩恵についてお尋ねがありました。

給与所得に対しても最大四五%の累進課税が課されている、所得の再分配が行われていますが、株の収入に關しては税率が約二〇%の一律であり、高所得者優遇と言われています。お金持ちの方が株を持ってるケースが多くて、株による収入があると、トータルの所得に対する税率が下がることになります。ですから、株に対する税率のあり方は見直すべきであるとの意見があります。

今、消費税の増税を国民にお願いしています。これは逆進性の強い税制であり、低所得者の方にもお願いするものです。このようなときに、一部の人の減税を認めてもよいのでしょうか。きちんとした説明が必要です。

そこで、經濟産業大臣に質問します。

本改正案で実質的に減税の対象となる社外高
度人材として、プログラマー、エンジニア、弁護
士、税理士、会計士などが挙がっていますが、例
えば社外の弁護士や税理士は一般的な業務を行つ
ているケースが多いわけですが、なぜこの方々が
減税の対象になるのでしょうか。一般的な業務で
ないとする、どのような業務を想定しているの
でしょうか。

中小企業、小規模事業者は、日本の産業を支えるだけでなく、地域に溶け込み、地域の活性化に貢献をしています。こういった企業が元気で活力が出るよう、国も全力でバックアップしていく必要があります。

以上を申し上げて、私からの質問といたしま
す。
ありがとうございました。(拍手)

ることは当然であり、厚生労働省とともに、情報共有を密に、政策の立案、実施に取り組んでまいり

切な人員体制が構築さ
ます。

れるよう取り組んでまいり

事業継続力強化計画の施行時期、中小企業の対応余力、本計画の活用見込みについてお尋ねがります。

事業継続力強化計画と原子力災害の関係についてお尋ねがありました。

制度の開始時期に関しては、今国会で改正法案を成立させていただいた場合、必要な手続を経て、一刻も早く制度を開始できるよう、準備を進めたいと考えています。

の基盤における重大な障害の発生と定義されています。

また、消費税対策を含めさまざまな経営課題がある中で、計画策定が中小企業にとって過度な負担となることがないよう、専門家によるハンズオフ支援や制度活用に向けたワークショップの開催

回の法改正は、昨今頻発する自然災害への対応を念頭に置いており、事業者から申請される計画の内容は、自然災害への対応力を強化するものが中心になると考えています。

などの支援をしっかりと行います。また、小規模事業者に対しては、自治体と商工会、商工会議所が共同して支援する枠組みを構築し、支援体制の強化などを進めます。

また、音楽鑑定に対する税制優遇や低利融資の支援策は、今後、詳細な制度設計の中で、自然災害への対応に必要となる措置を対象とすることを想定しており、今回の法改正では、中小企業、小規模事業者の自然災害への対応力強化を支援して

こうした取組により、まずは數十者の中小・規模事業者の皆様に計画を策定していただくことを目指し、制度の普及を図ります。

商工会、商工会議所への予算措置及び法改正に
伴う上場規制による導入がござる。

まいります。
ストックオプション税制の拡充における優遇対象拡充の理由と業務内容についてお尋ねがありました。

近年、商工会、商工会議所の経営指導員の支援業務が多様化する一方で、経営指導員の数が減少しており、人手不足への対応や経営指導の質の向上が重要な課題となつてゐるゝ認識をしております。

中小企業強靭化法案において、ストックオプション税制の対象を社外の人材に拡充するには、手元資金に乏しいベンチャー企業が、ストックオプションを活用し、成長に必要な社外の人材を機

このため、今回の法改正にあわせて、地方交付税措置について、商工会、商工会議所の活動を支える自治体の商工行政費の単位費用を増額し、災害関係業務等に対応できる体制を整備できるよう

動的に確保することを後押しするためであります。

な措置を講じることとしております。
また、今回導入する商工会、商工会議所による
事業継続力強化の支援事業については、市町村と
共同で計画を作成し、事業者を支援していくこと

れば、一般的な顧問業務にとどまらない、共同研究などのアライアンス戦略や資本政策の構築支援などの業務を担うことと想定しております。

二、三のものより、地方用台本の脚協力を得て、適

1

(号)外

支える中小企業、小規模事業者の経済活動に大きな影響を及ぼします。実際、平成三十年七月豪雨では、大手自動車メーカーのサプライチェーンが復旧するまで数ヶ月を要しました。中小企業の災害対応力の強化は喫緊の課題であると考えますが、他方、中小企業にとっては、日々さまざまな経営課題がある中、防災・減災対策については、重要なことだと理解しつつも、優先順位はどうしても低くなり、事業継続計画、いわゆるBCPの策定率も一五%と低調な状況です。

こうした中、本法案の計画認定を受けた中小企業は、防災・減災対策への税制優遇、低利融資等の税制、金融支援が受けられることとなっていま

例えば、防災・減災設備への投資に対して特別償却二〇%の税制優遇措置が適用されるということですが、中小企業にとって、設備の導入が直接の増益に結びつかない点や必要な計画認定の負担などを考慮すると、インセンティブとしては十分と言えるんでしょうか。これだけの支援策で中小企業の防災・減災対策は本当に進むのでしょうか。答弁を求めます。

また新たな制度を創設したとしても、計画の申請手続が煩雑であれば、日々さまざまな課題について限られた人数で対応する中小企業では、利用は進みません。近年、各種の計画認定制度が非常に煩雑でコストがかかるとの声が中小企業経営者から多く寄せられています。

また、さまざまな計画認定制度が乱立するなか混亂しがちです。

今回創設する認定制度について、中小企業にとってどう使い勝手をよくしていくのか。また、数多い計画認定制度の中、どのように広報、周知を行っていく計画なのか、答弁を求めます。

最後に、事業承継の円滑化について伺います。

経営者の高齢化や後継者不足から、個人事業主の事業承継に対する円滑化措置や優遇措置の必要性を指摘する声は多いと認識しています。一方で、特に親族の事業承継に対して優遇措置を充実させることがあります。サラリーマン、労働世帯との公平性、また、生産性が著しく低い、いわゆるゾンビ企業を温存しかねないとの観点から否定的な意見もありますが、どう考えますか。大臣の認識を伺います。

以上で、国民民主党・無所属クラブを代表しての質疑を終わります。

〔國務大臣菅義偉君登壇〕

○國務大臣(菅義偉君) 国際博覧会担当大臣の必要性についてお尋ねがありました。

国際博覧会担当大臣の設置を含む大阪・関西万博に関する特別措置法は、衆議院での御審議及び参議院の委員会での御審議において御党の御賛同もいただいたところであります。万博は国が開催責任を持つて対応する体制が不可欠であります。

また、今回は、過去の博覧会と比較しても、国際的な調整業務の増大、セキュリティ対策等の高度化、成長戦略との連携などへの対応が必要となるため、専任大臣を設置することとしたものであります。そのため、御指摘は全く当たりません。

国際博覧会担当大臣の任命についてのお尋ねがございました。

憲法及び内閣法では、内閣総理大臣が国務大臣を任命することと規定をいたしております。博覧会担当大臣についても、内閣総理大臣が資質を考慮の上任命することになるため、私からお答えすることは差し控えたいと思います。(拍手)

〔國務大臣麻生太郎君登壇〕

○國務大臣(麻生太郎君) 齋木議員からは、ポイント還元及び軽減税率制度並びに消費増税について、計二問お尋ねがついております。

まず、ポイント還元元及び軽減税率制度についてお尋ねがありました。

軽減税率制度につきましては、税率を一〇%と八%の二段階で設定したほか、酒類、外食を除いて、計二問お尋ねがついております。

まず、ポイント還元元及び軽減税率制度についての御指摘は当りません。

また、現行の内閣法においては、国務大臣の数は十四人以内とすると規定する一方、多くの大臣が兼務を行っている中で、必要に応じ、これまで一定の期限を区切って大臣の数を増加させてきていたところであり、今般の増加についても、内閣法の趣旨を逸脱する行為であるとは考えておりません。

国際博覧会担当大臣の必要性についてのお尋ねがありました。

先ほども答弁しましたとおり、万博は国が開催責任を持つて対応する体制が不可欠であります。

また、今回は、過去の博覧会と比較しても、国際的な調整業務の増大、セキュリティ対策等の高度化、成長戦略との連携などへの対応が必要となるため、専任大臣を設置することとしたものであります。そのため、御指摘は全く当たりません。

いざれにしても、今回の消費税率引上げへの対応には、引上げ前後で事業者に混乱が生じないよう、また消費者が安心して買物を行えるよう、積極的な広報に、また各施策の周知徹底を図つてしまひたいと考えております。

最後に、消費税率引上げについてのお尋ねがありました。

消費税率一〇%への引上げは、社会保障の充実と安定に向けた安定財源の確保のために行うものであり、法律で定められたとおり、本年十月に実施予定であります。

消費税率一〇%への引上げは、社会保障の充実と安定に向けた安定財源の確保のために行うものであり、法律で定められたとおり、本年十月に実施予定であります。

軽減税率制度は消費税の逆進性の緩和策として、ポイント還元制度は消費税率引上げに当たつての需要平準化策として、いざれも必要な政策であると考えております。

したがって、十月の消費税率の一〇%への引上げに際しては、これらの政策を実行に移してまいりますが、政府として、取引の現場などの混乱が生じないよう、広報などを通じ、これらの政策に対する国民の理解をしっかりと深めてまいりましたと考

〔國務大臣世耕弘成君登壇〕

○國務大臣(世耕弘成君) 齋木議員にお答えいたしました。

国際博覧会担当大臣の必要性についてお尋ねがありました。

万博は国が開催責任を負う大規模イベントであり、開催期間や来場者数など、その規模はオリンピック・パラリンピックを上回ります。

また、今回は特に、過去の博覧会と比較をしても、国際的な調整業務の増大、セキュリティー対策の高度化、日本の中長期的成長戦略と結びつけるための政府を挙げた体制構築の必要性などの特徴があり、政府として責任を持つて対応する体制が不可欠であるため、専任大臣である国際博覧会担当大臣を設置することとしました。

ポイント制度が地方冷遇の政策になつてゐるのではないかとのお尋ねがありました。

今回の制度では、クレジットカードのみならず、電子マネーやQRコードなど簡易な決済手段を含めた多様なキャッシュレス手段を利用可能とします。これにより、地域や決済手段の違いによらず、幅広い消費者の皆様にとってキャッシュレス決済を利用しやすい環境を整えていきます。

ポイント還元制度における交通系ICカードの

ポインツの使い方や使い忘れについてのお尋ねがありました。

繰り返しになりますが、今回の制度では、電子マネーやQRコードなど簡単な決済手段を含めた多様なキャッシュレス手段を利用可能とします。特に電子マネーについては、信用審査が不要で簡単に作成可能であり、カードさえあれば決済可能といつた利点もあります。高齢者も含め、消費者の皆様には、こうした決済サービスも広く活用し、制度のメリットを実感いただけたと考えています。

また、今回の制度の実施に当たっては、キャッシュレス決済にふなれな方にも、わかりやすい動

画の配信やチラシの配布、体験イベントの開催などを通じてPRを行い、一部の知識のある方にし

かメリットが及ばないということがないように取り組んでまいります。

ポイント還元制度は金持ち優遇ではないかとのお尋ねがありました。

今回の事業の目的は、中小・小規模事業者の支援及び消費喚起による需要平準化です。過去の消費税率引上げ時においては、高額商品が駆け込み需要、反動減を引き起こし、その後の景気の回復力が弱まることになりました。そのため、高額商品につけても、中小・小規模事業者の店舗で購買する場合には今回の制度の対象とし、中小・小規模事業者における消費を喚起してまいります。

他方、不正使用防止の観点から、各決済事業者に、チャージ額の上限や一定期間におけるポイント付与への上限など、何らかのルールを設けるよう求めることとしています。

なお、不動産取引について、売買対象不動産に担保設定することが通例であること、宅地建物取引事業者に対する報酬に比べて加盟店手数料が高額に上ることなどから、クレジットカードによる決済の例は見られず、また、そもそもクレジットカードの与信枠が一億円以上に上ることは一般には想定されないことから、御指摘のような事例は、関係業界に聽取した限りでは想定されないと考えています。

中小企業の防災・減災対策に対するインセンティブについてお尋ねがありました。

計画認定を受けた中小企業に対しても、防災・減災設備投資を促すための十分な水準の特別償却制度の創設、日本政策金融公庫による低利融資の深掘り、中小企業予算による加点措置を講じます。

これらのインセンティブのみならず、認定制度に關する普及啓発、ワークショップの開催、専門

こうした一連の取組により、中小企業の防災・減災対策が一層進んでいくと考えています。

認定制度の使い勝手の向上や、広報、周知のあり方についてお尋ねがありました。

災害の備えについては、中小企業から、何から始めればよいかわかららない、複雑でハードルが高いなどの声が上がつており、事前対策の認定制度の支援措置を講ずるとともに、認定制度の使い勝手を向上させていくことは不可欠です。

そのため、申請書類の作成手引の整備などにより、具体的に何に取り組めばよいのかを明確にし、中小企業が取り組みやすいよう努めてまいります。

加えて、制度の広報、周知を効率的に図ることも必要です。中小企業によるワークショップやセミナーの開催、地方公共団体、親事業者、商工会議所といった中小企業を取り巻く関係者による普及啓発により、効果的な広報や周知を行つてまいります。

個人事業者の事業承継の支援措置に関するサラリーマンとの公平性等についてお尋ねがありました。

個人事業者の事業承継を促進するため、平成三十一年度税制改正では、その土地、建物等の承継に係る贈与税、相続税を100%納税猶予する制度を創設しました。その際、サラリーマンとの公平性を図る観点から、その適用対象資産には面積上限を設けるなど、不公平にならないような配慮をしています。

また、この税制は経営者の代わりを支援するものであり、実際に、より若い経営の方方が売上

高が増加するといった調査結果も存在しております。

また、この税制は経営者の代わりを支援するものであり、実際には、より若い経営の方方が売上

高が増加するといった調査結果も存在しております。

今般提出された中小企業強靭化法案は、冒頭申し上げた自然災害の頻発化や経営者の高齢化などの課題に直面する中小・小規模事業者の事業承継力強化に対する支援や事業承継の円滑化に向けた施策が盛り込まれているものと認識しております。

以下、本法案の主要項目に沿つて質問をいたし

ます。

初めに、中小・小規模事業者の事業継続強化に

○議長(大島理森君) 太田昌孝君。

〔太田昌孝君登壇〕

私は、自由民主党 公明党を代表して、ただいま議題となりました中小企業の事業活動の継続に

資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案、いわゆる中小企業強靭化法案について、世耕経済大臣に質問をいたします。(拍手)

近年、我が国では、西日本豪雨や、近畿地方を中心とした台風、北海道胆振東部地震など、特に地方での自然災害が発生しており、中小・小規模事業者の皆様にも甚大な影響をもたらしました。

言つまでもなく、地方の経済の根幹を支えているのは、我が国の雇用の七割を創出する中小・小規模事業者の皆様であります。こうした事業者の皆様が災害への対応力を強化し、事業を継続させていくことは、地域経済の好循環を維持する観点からも極めて重要であります。

また、中小事業者の経営者の高齢化にも対応しなければなりません。経営者が六十歳以上の中小事業者の割合は特に地方において高く、事業承継問題は深刻な状況です。地域経済の好循環を維持する上でも、円滑な事業承継は待ったなしの課題であります。とりわけ、中小・小規模事業者のおよそ半数は個人事業者であり、こうした個人事業者の円滑な事業の引継ぎを進めていくことも重要なことです。

今般提出された中小企業強靭化法案は、冒頭申し上げた自然災害の頻発化や経営者の高齢化などの課題に直面する中小・小規模事業者の事業承継力強化に対する支援や事業承継の円滑化に向けた施策が盛り込まれているものと認識しております。

以下、本法案の主要項目に沿つて質問をいたし

ます。

初めに、中小・小規模事業者の事業継続強化に

対する支援について伺います。

まず、今回の制度の実施に当たっては、キャッシュレス決済にふなれな方にも、わかりやすい動

政府の中小企業強化研究会での中間取りまとめによると、中小企業の災害対策への取組について、半数以上が取り組んでいないと回答するほか、そもそも、リスクを把握するつもりがないとの回答が八割以上を占めており、災害への備えが不十分であるとの結果が出ております。なぜ、中小・小規模事業者の災害対策が進んでいないのか。背景には、災害対策に取り組むための人材や知識、ノウハウなどが不足しているなどの要因が挙げられます。また、中小事業者は特に人手不足が深刻であることに加え、災害対策について、何から始めればよいかわからないとの声が同研究会の中間取りまとめから明らかになっております。

こうした中小・小規模事業者における災害対策を進めること、本法案では、事業者が行う事前対策の内容について、経済産業大臣が基本方針を策定することになっています。また、事業者が単独で行う事業継続力強化計画や複数の企業が連携して行う連携事業継続力強化計画を経済産業大臣が認定する制度を創設し、認定された事業者は、金融や税制、補助金等で優遇措置を受けることがで

きると盛り込まれております。一方で、同研究会からの中間取りまとめでも明らかになつてているように、中小・小規模事業者は、計画を策定するための時間や人材、ノウハウが不足しているといった声が上がっていることも事実であります。

こうした現場の声を踏まえれば、災害への事前対策に関するノウハウや経営資源が不足している中小事業者に対し、具体的な計画策定の支援や、それを担う人材の育成等を積極的に行うべきであります。あわせて、税制や補助金を活用し、災害発生時でも事業を円滑に継続させることができるように、寄り添った支援を講じるべきです。

中小・小規模事業者の事業継続力強化に対する

支授について、世耕経済産業大臣の答弁を求めます。次に、中小・小規模事業者を取り巻く関係者からの協力について伺います。

中小・小規模事業者は、消費増税対策や働き方改革への対応など、さまざまな経営課題への対応が求められる中、防災・減災対策の優先度は必ずしも高くありません。

そのため、中小事業者の防災・減災対策を進め

るために、サプライチェーンの大企業や損害保険会社、地方自治体、中小団体など、中小事業者を取り巻く関係者による働きかけや支援が特に重要となります。

例えば、サプライチェーン全体の強化を進め

ていくためには、中小事業者の取組のみならず、親元の大企業による支援も重要であります。また、中小事業者がリスクファイナンス対策を進め

るに当たっては、損害保険会社や地域における金

融機関の役割も重要と考えられます。このよう

なくして、中小事業者の防災・減災対策は進める

ことができません。

また、被災時に代替生産や人員派遣等を相互に

行なうことは、事業の継続、早期復旧のために有効な手段と考えますが、同時に被災を避けての連携を

想定した場合、地方公共団体や地域金融機関など

は管轄地域を超えての連携も必要になると考えま

す。中小事業者に対する助言指導などをしっかりと

行い、防災・減災を進めるべきであります。

中小・小規模事業者を取り巻く関係者からの協

力について、世耕経済産業大臣の答弁を求めま

す。しかし、全国二千社以上に及ぶ商工会、

中小・小規模事業者の事業承継を促進するために及ぶ商工会、商工会議所が

商工会議所においては、運営状況、相談対応能力に格差があることも指摘をされてきたところであります。

中小・小規模事業者の事業継続能力強化を支援するため、商工会、商工会議所の支援体制の基盤の強化が必要と考えますが、世耕大臣の答弁を求めます。

次に、中小・小規模事業者の事業承継の円滑化について伺います。

昨年四月から大幅に拡充された法人版の事業承

継税制は、想定をはるかに超える申請件数となっ

ており、飛躍的な伸びを見せております。

この法人版事業承継税制に加え、今年度の税制改正において、個人事業者の事業承継を円滑に進

めるため、土地や建物、機械等の承継に係る相続

税、贈与税を今後十年間全額納税猶予する個人版

事業承継税制を公明党としても強く訴え、新たに

創設がされました。

本法律案では、この個人版事業承継税制の効果

が十分に發揮されるよう、遺留分に関する民法の

特例の対象を個人事業者に拡大し、相続人全員の

合意を得ることができれば、簡便な手続で、後継

者に生前贈与された事業用資産を、遺留分を算定

するための資産から除外することが可能となりま

した。こうした支援措置は、中小企業の経営者

が、親族等、経営者に近い従業員に事業承継を行

う際に主に活用できる支援策であり、中小・小規

模事業者の皆様に大いに活用いただきたいと思つ

ております。

他方、中小・小規模事業者の現場からは、事業

承継を進める際の足元の一一番の課題は後継者にな

る経営者を探すことであるといった声も多く聞か

れます。

そのため、今後は、後継者のマッチング、Mア

ンドAなどによる第三者承継の促進など、中小・

小規模事業者の事業承継を促進するために、今後

十年間で更に強力な施策を進めていくべきです。

中小・小規模事業者の事業承継の円滑化につい

て、世耕経済産業大臣の答弁を求めます。

最後に、一言申し上げます。

本法律案は、公明党が昨年実施しました百万人

訪問・調査運動の政策課題として掲げた防災・減

災と中小企業というテーマを俯瞰した大変重要な

法律案であると実感をしております。

今後も続くと想定される大型災害を見据え、地

域の中小・小規模事業者の皆様が事前に防災対策

を強化するとともに、災害に遭遇しても事業の早

期復旧を実現し、事業を継続することが、地域経

済のみならず、日本経済を活性化させることができます。

今後も続々と想定される大型災害を見据え、地

域の中小・小規模事業者の皆様が事前に防災対策

支援する体制を認定する制度を創設することともに、商工会、商工会議所の経営指導員や中小企業診断士などを含め、支援人材のための研修会を全国で開催するなど、側面支援の実効性を高めてまいります。

防災・減災対策における中小企業、小規模事業者を取り巻く関係者の協力についてお尋ねがありました。

中小企業の中には、取引先の大企業や商工団体、損害保険会社、金融機関などからの勧めをきっかけに防災・減災の事前対策に取り組む事業者も存在しており、これらの関係者の役割は重要です。

このため、大規模災害に備えたサプライチェーンの親事業者による事前対策や、県域をまたいだ事業者間で連携した事前対策など、先行的な支援事例も踏まえ、これらの関係者に期待される取組について、今回の法案で新たに作成する基本方針に位置づけ、協力を促していきたいと考えます。引き続き、事業者を取り巻く関係者と政府が一体となって、中小企業の災害への備えを強化してまいります。

商工会、商工会議所の支援体制の基盤強化についてお尋ねがありました。

近年、商工会、商工会議所の経営指導員による支援業務が多様化する一方、経営指導員の数が減少しており、人手不足への対応や経営指導の質の向上が重要な課題になつていて認識しています。このため、まず、今回の法改正にあわせ、都道府県や市町村に地方交付税措置を行い、商工会、商工会議所が体制整備できるよう、新たに財政措置を講ずることとしています。また、経営指導員向けの研修会やITツールの導入支援などを通じ、経営指導の質の向上にも取り組んでまいります。

(号外)

官報

こうした取組により、商工会、商工会議所が中小企業、小規模事業者による防災・減災の取組を効果的に支援できるよう、万全を期してまいります。中小企業の事業承継に対する支援策についてお尋ねがありました。

中小企業の事業承継を円滑化にするため、昨年の法人の事業承継税制の抜本拡充に続き、平成三十一年度税制改正では、個人事業者の土地、建物等の承継に係る贈与税、相続税を100%納稅猶予する制度を創設しました。

また、後継者のマッチングやM&Aを促進するため、全国四十八力所の事業引継ぎ支援センターにおいて後継者不在の事業者に対する支援を実施し、これまで二千四百件を超える仲介を実現しているいます。

今後は、親族外の多様な人材、企業とのマッチングの機会をふやすため、同センターの事業引継ぎ支援データベースを抜本拡充します。

こうした取組を通じて、集中実施期間の十年間で中小企業の第三者承継を強力に後押ししてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 串田誠一君。

(串田誠一君登壇)
○串田誠一君 日本維新の会の串田誠一です。

私は、我が党を代表して、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

このため、まず、今回の法改正にあわせ、都道府県や市町村に地方交付税措置を行い、商工会、商工会議所が体制整備できるよう、新たに財政措置を講ずることとしています。また、経営指導員向けの研修会やITツールの導入支援などを通じ、経営指導の質の向上にも取り組んでまいります。

な課題であることが改めて明らかとなりました。

本改正案は、災害からの早期復旧の方策と、高齢化が進む事業経営者の事業承継の促進が目的であると理解します。有効性について質問を進めてまいりたいと思います。

企業が自然災害など緊急事態に遭遇したときの企業活動の継続を目的とした事業継続計画の策定は、政府が平成十八年に提案したものですが、十

年以上経過した現在、策定企業は一七%しかありません。適切に普及を進めてきたと評価できるか疑問です。企業の自発的行動を待つべきでなく、強いインセンティブやある程度の強制性を持つて進めるべきではないでしょうか。

そこで、経済産業大臣に質問します。

事業承継計画の策定の普及のために、この十年間での結果に対する政府としての評価をお聞きします。また、中小企業や小規模事業者への事業継続計画策定に対するインセンティブはあつたのか、あるいは今後検討をされるのか、質問いたします。

自然災害が起きたとき、国民生活を支えるためには、サプライチェーン、供給連鎖の維持が重要であり、中小企業と小規模事業者の役割は欠かせません。国家の足腰を強くするためにも、しっかりと仕組みをつくる必要があります。

本改正案では、親事業者が平時に下請企業との連携を深めることによつて、自然災害時の対応力を強化するとしています。しかし、両者の関係はどうしても下請企業に不利になりがちであり、自然災害時ではその傾向は強まることが予想されます。親事業者が優位な地位を振り回すことがないよう歯止めをかける必要があると考えます。

そこで、経済産業大臣に質問します。

本改正案には下請法の改正が含まれておりませ

性をどのようにお考えですか。見解を求めます。

本改正案では、事業承継を円滑に進めるため、推定相続人と事業後継者の全員の合意を前提に、事業後継者に生前贈与された株式は遺留分の算定から除外するという民法の特例制度を個人事業者にまで拡大するとしています。

そこで、経済産業大臣に質問します。

事業承継を円滑に進めるため、民法の特例制度の適用が少ない原因をどのように捉えていますか。

そこで、経済産業大臣に質問します。

事業承継を円滑に進めるため、民法の特例制度の適用をふやす方策として、どう対策を考えているのでしょうか。

高度経済成長、そして技術立国を支えてきた中小企業、小規模事業者の事業承継の推進は待ったなしです。日本維新の会は、スマートな事業承継を進めるために引き続き努力してまいりますことをお約束しまして、私からの質問といたします。

(拍手)

○国務大臣(世耕弘成君登壇)
○国務大臣(世耕弘成君) 串田議員にお答えをいたします。

事業承継計画の普及に向けた取組の評価、計画策定のインセンティブについてお尋ねがあります。

経済産業省では、平成十八年以降、災害時の備えとなる事業承継計画策定のための指針を示すとともに、計画策定事業者への金融支援などを実行してきました。

しかし、こうした取組は道半ばであります。その背景には、災害への備えを必要と感じない経営者の意識、災害対策よりも他の経営課題を優先しがちといった課題があり、こうした課題を解決するため、支援の裾野を広げる必要があります。

経済産業委員

辞任

青山 周平君

石崎 徹君

岩田 和親君

佐々木 紀君

築 和生君

山際大志郎君

宮川 伸君

藤丸 敏君

金子 俊平君

福山 守君

神田 敏君

上杉謙太郎君

宮路 拓馬君

池田 佳隆君

青山 周平君

山際大志郎君

宮川 伸君

藤丸 敏君

金子 俊平君

福山 守君

宮路 拓馬君

櫻井 周君

池田 佳隆君

上杉謙太郎君

神田 憲次君

国土交通委員

辞任

福田 達夫君

木村 次郎君

木村 大西君

木村 宏幸君

木村 寛治君

木村 今枝宗一郎君

木村 初鹿明博君

渡辺 孝一君

補欠

藤丸 敏君

渡辺 孝一君

（質問書提出）

智奈美君外五名提出、衆法第四号)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(西村

大西 宏幸君

木村 初鹿明博君

事項】(十八)のイにより、客観的に休日における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる「救急医療対策の整備事業について」・・・に規定された保険医療機関又は地方自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関等を休日に受診した患者については、その診療を行つた保険医療機関が御指摘のように「開診日を定めた場合」であつても休日加算を算定できるものとされており、お尋ねのような「特例措置」を講ずる予定はない。

二及び三について
御指摘の「政府として・・・リストを取りまとめた」「外来診療態勢が不十分と判断した場合」及び「医療サービスで不利益が生じないよう」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、本年四月二十七日から五月六日までの間(以下「十連休」という)における地域の医療提供体制については、地域の実情を把握している都道府県においてその確保を検討するものと考えている。厚生労働省においては、都道府県に対し、十連休において地域で必要な医療を提供できるよう地域の実情に応じて必要な医療提供体制を構築すること、当該都道府県内の十連休における医療提供体制に関する情報を把握すること、医療関係者や住民等に対する情報をおこなうこと等を「本年四月二十七日から五月六日までの十連休における医療提供体制の確保に関する対応について」(平成三十一年一月十五日付け医政発〇一一五第一号・薬生発〇一五第一号・障発〇一一五第一号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局长及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知において依頼しているとともに、都道府県におけるこれらについての対応状況等を確認しているところである。

平成三十一年四月一日提出
質問 第一二三号

幼稚園類似施設に関する質問主意書
提出者 早稲田夕季

幼稚園類似施設に関する質問主意書
神奈川県川崎市にある幼稚園類似施設、A.L.C.貝塚学院が、政府の進める児童教育の無償化の対象外であることも理由の一つに挙げて、二〇一九年三月二十六日、経営破たんを理由に閉園すると通知、入園予定の保護者に大きな混乱が起きた。無償化の対象となるない幼稚園類似施設の経営が苦しくなることは、これまで国会でもたびたび指摘されてきたところであり、発達障害などの理由から認可幼稚園への入園が認められない子どもたちが、行き場を失うことがあつてはならないし、ユニークな教育方針が保護者から評価され、地域の児童教育の一端を長年担つてきた施設など、多様な児童教育の選択肢は、このままではないし、私は考える。しかし、厚生労働省と文部科学省の間の責任の押し付け合いで、所管省庁さえわからぬので、以下質問する。

一 川崎市によると、国の認可を受けているものの、市が独自の認定基準で認定し、私立幼稚園等就園奨励費補助金を交付している幼稚園類似施設「幼児園」はA.L.C.貝塚学院を含め七園あり、鎌倉市では十園、横浜市は四園あると承知している。国の定めた幼稚園の設置基準と承知している。国として幼稚園類似施設の園庭などの基準を満たしていないものの、児童教育を行うことを目的として設置されている幼稚園或いは保育施設としての認可を受けている施設(以下、幼稚園類似施設といふ)のうち、少なくとも自治体が認定や保育料の補助などを行つている施設については、保護者の存

在であることは明らかであり、認可外保育施設としての届出の有無にかかわらず、今般の無償化措置の対象とならない代わりに、国としても別途なんらかの支援の方策を検討すべきではなかいか。

二 幼稚園類似施設は、認可外保育施設の届出を出して、保育の必要性のある児童しか無償化の対象とならないため、「保育可能」とみなされる専業主婦は、無償化の対象にならない。規模での教育や、野外活動や外国語教育を重視した活動など、多様な児童教育の選択肢は、この国において保障されるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 一方で、認可外保育施設としての届出を出しているない幼稚園類似施設が、二〇一九年三月二十八日に結果がとりまとめられた「虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検」の対象施設となつてはなかつたのは不適切ではないか。少なくとも「緊急点検を踏まえた対応」の周知対象に含めるべきではないか。

四 一日四時間以上、週五日、年間三十九週以上、個々の未就学児童を預かっていながら、認可外保育施設としての届出を出していない幼稚園類似施設における子どもの権利擁護については、どこの府省が所管しているのか。

五 無償化措置の前に、国として幼稚園類似施設の現状を把握するべきではないか。まずは鎌倉市や横浜市、川崎市のように、自治体が認定をしている幼稚園類似施設の現状把握を、自治体の協力を得て、二〇一九年度前半中に行うべきではないか。

右質問する。

内閣衆賛一九八第一二三号
平成三十一年四月十二日

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議員早稲田夕季君提出幼稚園類似施設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。(別紙)

衆議院議員早稲田夕季君提出幼稚園類似施設に関する質問に対する答弁書
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議員大島理森殿

に点検又は周知をすることは困難であるものの、政府としては、例えば、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について(依頼)」(平成三十年七月二十日付け子家発〇七二〇第三号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)に基づき、「当該市町村に住民票があるが、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子ども」について、市町村において安全確認を行い、支援が必要な児童に対して児童相談所等による支援が適切に行われるよう関係機関との間で情報共有するように依頼する等、様々な機会を捉え、虐待の早期発見と適切な支援が図られるよう努めているところである。

(号外)

官

御指摘の「幼稚園類似施設」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、支援等施設の数等については、現在、地方自治体を通じて把握に努めているところである。

平成三十一年四月二日提出
質問 第一二四号
ピアソーター研修に関する質問主意書
提出者 星稲田夕季

ニアソーター研修に関する質問主意書
厚生労働省障害保健福祉部の二〇一九年度予算事業(以下、「補助金事業」と言う。)において実施されたピアソーター研修が、二〇一九年度も引き続き行われることが期待されるところである。精神保健福祉領域においては、精神障害者同士が助け合う当事者活動のことをピアサポートと称し、その効果も非常に肯定的に捉えられてきたからである。

内閣衆質一九八第一二四号
平成三十一年四月十二日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員星稲田夕季君提出ニアソーター研修に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員星稲田夕季君提出ニアソーター研修に関する質問に対する答弁書

一について

一 政府は、第四次障害者基本計画に示された

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」及び「障害者団体等による国際協力、障害者の政策決定過程への参画の促進」を、それぞれどのように進めていくつもりか、見解を明らかにされたい。

五について

五について

御指摘の「幼稚園類似施設」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、支援等施設の数等については、現在、地方自治体を通じて把握に努めているところである。

ニアソーター研修に関する質問主意書
厚生労働省障害保健福祉部の二〇一九年度予算事業(以下、「補助金事業」と言う。)において実施されたピアソーター研修が、二〇一九年度も引き続き行われることが期待されるところである。精神保健福祉領域においては、精神障害者同士が助け合う当事者活動のことをピアサポートと称し、その効果も非常に肯定的に捉えられてきたからである。

他方、第四次障害者基本計画では、「障害分野における国際協力の実施に当たっては、支援の提供と受け入れの両面における障害者の一層の参画を得るよう努める」や「障害者の政策決定過程への参画を促進する観点から、国の審議会等の委員の選任に当たっては、障害者の委員の選任に配慮する」など、障害当事者の参画の推進が随所に謳われている。そこで以下、質問する。

一 政府は、第四次障害者基本計画に示された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」及び「障害者団体等による国際協力、障害者の政策決定過程への参画の促進」について、各分野に共通する横断的視点として、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が意思決定過程に参画することとし、障害者の視点を施策に反映させることが求められる、「障害者の政策決定過程への参画を促進する観点から、国の審議会等の委員の選任に当たっては、障害者の委員の選任に配慮する」等としているところであり、例えば、障害者政策委員会や社会保障審議会障害者部会には、障害を有する委員も参画しているところである。

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの一環であるニアソーター研修の制度設計や事業評価にあたっては、第四次障害者基本計画に示されたように、障害当事者の参画を得て行われるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 二〇一八年度の補助金事業においては、「ニアソーターとは、もっぱら障害福祉サービス事業所等に雇われる精神障害者を指すもの」との説明がなされているやに聞いたが、一部都道府県においては、従来から民間団体が行ってきた障害当事者によるニアソート事業も対象になっているのは事実である。都道府県のそれの判断において、今後の補助金事業におけるニアソーターの範囲を障害福祉サービス事業所等に雇われる精神障害者以外の活動へ広げることは、妨げられるべきではないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

業(以下「構築推進事業」という。)に要する経費について補助を行っているところである。次に、お尋ねの「障害者団体等による国際協力」は、基本計画における障害分野における国際協力を指すものと解されるが、これについては、基本計画において、国際社会での協力・連携を推進する観点から、「開発途上国において障害分野における活動に携わる組織・人材の能力向上を図るため、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた研修員の受け入れや専門家の派遣等の協力をを行う」、「障害分野における国際協力の実施に当たっては、支援の提供と受け入れの両面における障害者の一層の参画を得るよう努める」等としているところであり、例えば、独立行政法人国際協力機構においては、障害を有する研修員の受け入れや障害を有する専門家等の派遣を行っているところである。

さらに、お尋ねの「障害者の政策決定過程への参画の促進」については、基本計画において、各分野に共通する横断的視点として、「障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が意思決定過程に参画することとし、障害者の視点を施策に反映させることが求められる」、「障害者の政策決定過程への参画を促進する観点から、国の審議会等の委員の選任に当たっては、障害者の委員の選任に配慮する」等としているところであり、例えば、障害者政策委員会や社会保障審議会障害者部会には、障害を有する委員も参画しているところである。

政府としては、引き続き、これまで述べた施策も含め、基本計画に基づく施策を着実に実施していきたいと考えている。

も含め、障害者施策の検討及び評価に当たつては、基本計画で示しているとおり、「障害者が意思決定過程に参画することとし、障害者の視点を施策に反映させることが求められる」ものと認識している。

三について

厚生労働省において、御指摘の平成二十年度構築推進事業の一環として実施された「ピアサポートの活用に係る事業」に関する御指摘の範囲を具体的にどのようなものとするかについては、その実施主体である都道府県等において、当該事業の趣旨に則して適切に判断されるべきものと考えている。

平成三十一年四月三日提出
質問第一二五号

私立学校法第三十八条第七項の役員に配偶者又は三親等以内の親族を一人を超えて含んではいけないという規定に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

私立学校法第三十八条第七項の役員に配偶者又は三親等以内の親族を一人を超えて含んではいけないという規定に関する質問主意書

私立学校法第三十八条第七項において「役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない」と規定されている。ここで記されている「各」役員についての「各」というのは、理事は理事について、監事は監事について、各々、配偶者又は三親等以内の親族を一人を超えて含んではいけないという意味なのか、そ

れとも、理事、監事を併せた全ての役員について、配偶者又は三親等以内の親族を一人を超えて含んではいけないという意味なのか、どちらのか、政府の明確な見解を伺います。

右質問する。

三について

厚生労働省において、御指摘の平成二十年度構築推進事業の一環として実施された「ピアサポートの活用に係る事業」に関する御指摘の範囲を具体的にどのようなものとするかについては、その実施主体である都道府

県等において、当該事業の趣旨に則して適切に判断されるべきものと考えている。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出私立学校法第三

十八条第七項の役員に配偶者又は三親等以

内の親族を一人を超えて含んではいけない

という規定に関する質問に対する答弁書

お尋ねの私立学校法(昭和二十四年法律第二百

七十号)第三十八条第七項の規定は、私立学校の

公共性の担保を図る観点から、学校法人の個々の

役員について、理事及び監事という役員の種別を

問わず、その配偶者又は三親等以内の親族が一人

を超えて含まれることになつてはならないことを

定めるものである。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成三十一年二月十五日

内閣總理大臣 安倍 晋三

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案

(国民保健の向上のための匿名診療等関連情報の利用又は提供)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十条」の下に「一第百五十条の十」を加える。

第百五十条中「次に掲げる者」の下に「で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項ただし書中「ある者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」を加える。

第七十七条の見出しを「[療養の給付]に要する費用の額の定めに関する厚生労働大臣の調査」に改め、同条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣は、保険医療機関のうち病院であつて厚生労働省令で定めるものに関する前条第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。

3 前項に規定する病院は、同項の調査に資するため、当該病院に入院する患者に提供する医療の内容その他の厚生労働大臣が定める情報第百五十条の二第一項及び第百五十条の三において「診療等関連情報」という。)を厚生労働大臣に報告しなければならない。

報第百五十条の二第一項及び第百五十条の三において「診療等関連情報」という。)を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第百五十条に見出として「(保健事業及び福祉事業)」を付し、同条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改め、第六章中同条の次に次の九条を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により匿名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならぬ。

3 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により匿名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならぬ。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により匿名診療等関連情報を提供を受け、これを利用す

(照合等の禁止)

第百五十条の三 前条第一項の規定により匿名診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名診療等関連情報利用者」とい

平成三十一年四月十六日 衆議院会議録第十九号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

う。)は、匿名診療等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名診療等関連情報の作成に用いられた診療等関連情報を係る本人を識別するために、当該診療等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の方式をいう))で作られる記録をいう)に記載された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の方式をいう))で作られる記録をいう)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)若しくは匿名診療等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名診療等関連情報を他の情報と照合してはならない。

(消去)
第百五十条の四 匿名診療等関連情報利用者は、提供を受けた匿名診療等関連情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該匿名診療等関連情報を消去しなければならない。
(安全管理措置)

第百五十条の五 匿名診療等関連情報利用者は、匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名診療等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第百五十条の六 匿名診療等関連情報利用者は匿名診療等関連情報利用者であつた者は、匿名診療等関連情報の利用に関して知り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
(立入検査等)
第百五十条の七 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、匿名診療等

関連情報利用者(國の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名診療等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第百五十条の三十八第一項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。
(是正命令)
第七条の三十八第一項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第百五十条の八 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者が第百五十条の三から第百五十条の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第百五十条の八第一項の規定による命令に違反した者は、第二百十三条の二中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
(基金等への委託)
第百五十条の九 厚生労働大臣は、第七十七条第二項に規定する調査及び第百五十条の二第二項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を基金又は国保連合会その他厚生労働省令で定める者(次条において「基金等」という。)に委託することができる。

(手数料)

第百五十条の十 匿名診療等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、基金等が第百五十条の二第一項の規定による匿名診療等関連情報の提供に係る事務の全部を行つ場合にあつては、基金等)に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めると

ころにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。
3 第百五十条の規定により基金等に納められた手数料は、基金等の収入とする。
第二百七条の二の次に次の一条を加える。

第二百七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第百五十条の六の規定に違反して、匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者

二 第百五十条の八の規定による命令に違反した者は、第二百十三条の二中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加え
3 第百五十条の七第一項の規定による報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加え
3 第百五十条の七第一項の規定による報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加え
3 第百五十条の七第一項の規定による報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加え
3 第百五十条の七第一項の規定による報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加え
3 第百五十条の七第一項の規定による報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

別するための番号として、保険者とに定めるものをいう。

12 この法律において「被保険者等記号・番号」とは、保険者が被保険者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、被保険者又は被扶養者ことに定めるものをいう。

13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等(第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。)から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十一年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行ひ、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

第六十三条第三項中「から」の下に「電子資格確認その他の厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付」を加える。

11 この法律において「保険者番号」とは、厚生労働大臣が健康保険事業において保険者を識

「第八十五条第一項中」以下この条において「同じ」を削り、「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け」を加え、同条第五項中「が第六十三条第三項第一号」を「(特定長期入院被保険者を除く。以下この条において同じ。)が第六十三条第三項第一号」に改める。

第八十五条の二第一項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け」を加える。

第八十六条第一項中「第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」と総称する。)」を「保険医療機関等」に改め、「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け」を加える。

第八十八条第三項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を」を加える。

第一百五十二条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名診療等に関する情報高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等連絡情報、介護保険法第百八十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等連絡情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

第一百九十四条の次に次の二条を加える。
(被保険者等記号・番号等の利用制限等)
第一百九十四条の一 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号等

番号(以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。)を利用して厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

2 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

2 厚生労働大臣等が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

2 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告するためるために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)
2 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

2 第百九十四条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

の実施」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(関係者の連携及び協力)

2 第二百五条の五 国、協会及び健康保険組合並びに保険医療機関等その他の関係者は、電子情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

2 第二百七条の三の次に次の一条を加える。
2 第二百七条の四 第百九十四条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第二百十三條の三を第二百十三條の四とし、第二百十三條の二の次に次の一条を加える。

2 第二百十三條の三 正當な理由がなくて第百九十四条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正當な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第二百十四條第一項中「第二百八条又は」を「から第二百八条まで」に改め、「第二百十三條の二」の下に「又は第二百十三條の三」を加える。

2 第二百八条の一部改正
第三条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

2 第二百五条の四第一項第三号中「支給」の下に「第六章の規定による保健事業及び福祉事業のを以て」という。)であって、当該データベースに記

又は毀損の防止その他の当該匿名医療保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第十六条の六 匿名医療保険等関連情報利用者
又は匿名医療保険等関連情報利用者であつた者は、匿名医療保険等関連情報の利用に関する知識を得た匿名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第十六条の七 厚生労働大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、匿名医療保険等関連情報利用者(國の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは匿名医療保険等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、匿名医療保険等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十六条の八 厚生労働大臣は、
(是正命令)
等関連情報利用者が第十六条の三から第十六条までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十七条中「前条第一項」を「第十六条第一項」に改め、「分析」の下に「並びに第十六条の二第一項」に改め、「分析」の下に「並びに第十六条の二第一項」

一項の規定による利用又は提供を、「事務の」の下に「全部又は」を加え、「もの」を「者(次条において「支払基金等」という。)」に改める。
第二章第一節中第十七条の次に次の二条を加える。

(手数料)

第十七条の一 匿名医療保険等関連情報利用者は、実費を勘察して政令で定める額の手数料を国(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第十六条の二第二項に規定する業務)を加える。

第十七条の二 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の三 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の四 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の五 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の六 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の七 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の八 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の九 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の十 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の十一 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の十二 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の十三 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の十四 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の十五 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の十六 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の十七 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の十八 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の十九 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の二十 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の二十一 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の二十二 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の二十三 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の二十四 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の二十五 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の二十六 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の二十七 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の二十八 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の二十九 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の三十 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の三十一 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の三十二 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の三十三 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の三十四 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の三十五 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の三十六 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の三十七 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の三十八 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の三十九 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の四十 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の四十一 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の四十二 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第十七条の四十三 匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

第一百三十四条第二項及び第一百三十七条第三項
中「第六十一条第三項」を「第六十二条の七第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。
第一百四十三条中「掲げる業務」の下に「及び同条第二項に規定する業務」を加える。

第一百五十二条第二項中「第六十二条第三項」を「第六十二条の七第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の二
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の三
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の四
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の五
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の六
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の七
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の八
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の九
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の十
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の十一
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の十二
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の十三
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の十四
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の十五
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の十六
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の十七
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の十八
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の十九
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の二十
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の二十一
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の二十二
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の二十三
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の二十四
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の二十五
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の二十六
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の二十七
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の二十八
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の二十九
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の三十
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の三十一
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第一百六十二条の三十二
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第五条 高齢者の医療の確保に関する法律の一部
を次のように改正する。
第六十四条第三項中「に被保険者証を提出して」を「から、電子資格確認(保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から第七十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第二百五十三条)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法により、被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報

いう。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百六十八条第三項に規定する場合の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。
2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五条 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。
第六十六条の二第二項中「匿名医療保険等関連情報」の下に「(健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び)」を加える。

第六十六条の三
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の四
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の五
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の六
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の七
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の八
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の九
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の十
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の十一
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の十二
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の十三
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の十四
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の十五
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の十六
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の十七
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の十八
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の十九
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の二十
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の二十一
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の二十二
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の二十三
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の二十四
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の二十五
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の二十六
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の二十七
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の二十八
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の二十九
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の三十
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の三十一
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の三十二
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の三十三
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の三十四
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の三十五
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十六条の三十六
又は「五百八十条第三項」に、「准用する」を「それぞれ準用する」に改める。

通信の技術を利用する方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を改め、同項ただし書中「被保険者証を提出すること」を「当該確認を受けること」に改める。

第七十七条第二項中「被保険者証を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けない」に、「被保険者証を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

第七十八条第三項中「ときは」の下に、「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「に被保険者証を提出して」を「から、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を」に改める。

第八十二条第四項中「被保険者資格証明書を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けない」に、「被保険者資格証明書を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

第一百四十五条第三項中「各事務所」を「主たる事務所」に改める。

第一百六十二条の次に次の二条を加える。

（被保険者番号等の利用制限等）

第百六十一条の二 厚生労働大臣、後期高齢者者番号等（被保険者番号（厚生労働大臣が後期高齢者の事業において後期高齢者医療広域連合を識別するための番号として、後期高齢

者医療広域連合）とに定めるものをいう。）及び被保険者番号（後期高齢者医療広域連合が被保険者の資格を管理するための番号として、被保険者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

第七十七条第二項中「被保険者証を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けない」に、「被保険者証を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

第七十八条第三項中「ときは」の下に、「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「に被保険者証を提出して」を「から、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を」に改める。

第八十二条第四項中「被保険者資格証明書を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けない」に、「被保険者資格証明書を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

三百三十九条第三項中「業」として行う行為に關し、その者に對し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

三 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に關し、その者に對し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

（報告及び検査）

第一百六十三条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができることを命ずることができる。

（報告及び検査）

第一百六十四条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

三 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよ

うに体系的に構成したもの）を用いて、当該データベースに記録された情報が他の者に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

（関係者の連携及び協力）

第一百六十五条の二 第一項第二号中「徴収」の下に「第百二十五条第一項の規定による高齢者保健事業の実施」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第三章 業務（第十五条～第二十二条）

第四章 財務及び会計(第二十三条—第二十一条)

七条

監督(第二十八条・第二十九条)

(第三十条)

第六章 雜則(第三十二条・第三十三条)

(第三十四条)

第七章 罰則(第三十二条—第三十四条)

附則
第一条中「保険者が」を「保険者が」に改め、
「事務」の下に「を行うこと並びに国民の保健医
療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、
整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関
する事務」を加え、同条の次に次の一条を加え
る。

第一条の二 基金は、診療報酬請求書の審査に
おける公正性及び中立性の確保並びに診療報
酬請求書情報等の分析等(第十五条第一項第
八号に規定する業務をいう。)を通じた国民の
保健医療の向上及び福祉の増進、情報通信の
技術の活用による業務運営の効率化の推進並
びに業務運営における透明性の確保に努める
とともに、医療保険制度の安定的かつ効率的
な運営に資するよう、国民健康保険法(昭和
三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会と有機的に連携しつつ、診療担当者に対する診療報酬の適正な請求に資する支援その他の取組を行いうよう努めなければならない。

第十五条第一項第一号中「昭和三十三年法律第九十二号」を削り、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八 診療報酬請求書及び特定健康診査等(高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をい
う。)に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務を行うこと。

第十五条规定中「第一項第九号」を「第一項第十四項の次に次の一項を加える。」
第五条第二項中「理事若しくは」を「理事
又は」に改め、「又はその従たる事務所若しくは
その出張所の幹事長若しくは幹事」を削る。

(第三十四条第一項中「理事若しくは」を「理事
又は」に改め、「又はその従たる事務所若しくは
その出張所の幹事長又は幹事」を削り、「基
づいて」を基づいて)に改める。

(国民健康保険法一部改正)

第十五条第五項中「第一項第九号」を「第一項
第十号」に改め、同項を同条第六項とし、同条
第四項の次に次の一項を加える。

5 基金は、第一項第八号に掲げる業務の運営
に関する事項を定めるに当たつては、当該業
務に関し専門的な知識及び経験を有する者
の意見を聴かなければならない。

第十六条第二項中「同数」を削り、「委嘱す
る」の下に「もの」とし、その数は、診療担当者を
代表する者及び保険者を代表する者について
は、それぞれ同数とするを加える。

第七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次
のように改正する。

第三条第一項中「従たる事務所を各都道府
県に」を削り、同条第二項を削る。

第五条第一項中「従たる事務所及びその出
張所を削り、「その事務所又は出張所を「主た
る事務所」に改め、「若しくは地方法務局若しく
はこれらの支局又はこれらの出張所」を削る。

第十二条 第理事長は、理事又は職員のうちか
ら、基金の業務の一部に関し一切の裁判上又
は裁判外の行為をする権限を有する代理人を
選任することができる。

第十三条 刪除

第十六条第一項中「従たる事務所ごとに」を
「定款の定めるところにより」に改め、同条第二
項中「幹事長」を「理事長」に改める。

第十七条中「従たる事務所の幹事は」を「理事
は、定款の定めるところにより」に改める。

第二十条中「幹事」を削る。

第二十一条第二項後段を削る。

第二十五条第二項中「各事務所」を「主たる事
務所」に改める。

第二十六条中「数」の下に「、当該診療報酬請
求書の審査の内容その他の当該費用を算出する
に当たり考慮すべき事項として厚生労働省令で
定めるもの」を加える。

第十五条第五項中「第一項第九号」を「第一項
第十号」に改め、同項を同条第六項とし、同条
第四項の次に次の一項を加える。

第三十二条第二項中「理事若しくは」を「理事
又は」に改め、「又はその従たる事務所若しくは
その出張所の幹事長若しくは幹事」を削る。

(第三十四条第一項中「理事若しくは」を「理事
又は」に改め、「又はその従たる事務所若しくは
その出張所の幹事長又は幹事」を削り、「基
づいて」を基づいて)に改める。

(国民健康保険法一部改正)

第十五条第五項中「第一項第九号」を「第一項
第十号」に改め、同項を同条第六項とし、同条
第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により、情報又は記録の写しの
提供を求められた市町村及び後期高齢者医療
広域連合は、厚生労働省令で定めるところに
より、当該情報又は記録の写しを提供しなけ
ればならない。

第六条 市町村は、第三項の規定により高齢者の心
身の特性に応じた事業を実施するため、前項
の規定により提供を受けた情報又は記録の写
しに加え、自らが保有する当該被保険者に係
る療養に関する情報、高齢者の医療の確保に
関する法律第十八条第一項に規定する特定健
康診査若しくは特定保健指導に関する記録又
は介護保険法の規定による保健医療サービス
若しくは福祉サービスに関する情報を併せて
活用することができる。

第十八条第二項に次の二項を加える。

4 市町村は、前項に規定する高齢者の心身の
特性に応じた事業を行うに当たつて必要があ
ると認めるときは、他の市町村及び後期高齢
者医療広域連合(高齢者の医療の確保に関す
る法律第四十八条に規定する後期高齢者医療
広域連合をいう。次項において同じ。)に対
し、当該被保険者に係るこの法律の規定によ
る療養に関する情報、高齢者の医療の確保に
関する法律の規定による療養に関する情報若
しくは同法第二十五条第一項に規定する健
康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写
し、当該被保険者に係るこの法律の規定によ
る療養に関する情報、高齢者の医療の確保に
関する法律の規定による療養に関する情報若
しくは同法第十八条第一項に規定する特定
健康診査若しくは特定保健指導に関する記録
の写し又は介護保険法の規定による保健医療
サービス若しくは福祉サービスに関する情報

12 都道府県は、第一項の規定により市町村が
行う被保険者の健康の保持増進のために必要
な事業を支援するため、厚生労働省令で定め
るところにより、当該都道府県内の市町村に
対し、当該被保険者に係る次に掲げる情報の
提供を求めることができる。

一 保険医療機関等が第四十五条第四項(第
五十二条第六項、第五十二条の二第三項及

び第五十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行つた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報(当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託した場合にあつては、当該委託された事務に regard、国民健康保険団体連合会又は支払基金が保有する情報を含む。)

二 当該都道府県内の市町村による高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査に関する記録の写しその他厚生労働省令で定める情報

第八十六条中「係るもの」の下に並びに同条第三項から第六項まで、第十一項及び第十二項を加える。

第八十八条第一項中「それぞれ同数の」を削り、同条第二項中「委嘱する」の下に「ものとし、その数は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それぞれ同数とする」を加える。

第一百四条中「第三項」を「第七項」に改める。

第一百十条の二中「日とする」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰すことのできない事由によつて被保険者に関する医療保険各法(健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法)における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後であつても、当該年度における最初の保険料

の納期の翌日から起算して調整に必要と認められる期間に相当する期間を経過する日まであることができる。

第一百十三条の二第一項中「被保険者若しくは

を「被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、被保険者若しくは」に改める。

第九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「保険医療機関又は保険薬局」を「保険医療機関等」に、「に被保険者証を提出して、そのものについて」を「から、電子資格確認(保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十四条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護事業者を受けようとする者が、市町村又は組合に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法により、被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けて当該情報は当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。)その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を」に改め、同項ただし書中「被保険者証を提出すること」を「当該確認を受けること」に改める。

第四十条第一項中「保険医療機関若しくは保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)」を「保険医療機関等」に改める。

第五十四条第二項中「被保険者証を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることを確認を受けない」に、「被保険者証を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

第五十四条の二第三項中「ときは」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「に被保険者証を提出して、そのものについて」を「から、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護事業者を受けなかつた」に改める。

第五十四条の三第四項中「被保険者資格証明書を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けない」に、「被保険者資格証明書を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

第八十二条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改める。

第八十五条の二に次の二条を加える。

(業務運営の基本理念)
第八十五条の二 連合会は、診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性の確保並びに診療報酬請求書情報等の分析等(次条第三項に規定する業務をいう。)を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、情報通信の技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に努めることとあることが判明した場合における保険料の額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかるず、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後であつても、当該年度における最初の保険料

(業務)
第八十五条の三 連合会は、第四十五条第五項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う業務を行つた場合に於ける費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

二 連合会は、前項に規定する業務のほか、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第五十八条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う同条第一項の保険給付及び同条第二項の傷病手当金の支払の業務

二 第六十四条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の業務

三 前二号の業務に附帯する業務

四 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の円滑な運営に資する事業

3 連合会は、前二項に規定する業務のほか、診療報酬請求書及び特定健康診査等(高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。)に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に

関する事務を行うことができる。

4 連合会は、この法律及び他の法令の規定により連合会が行うこととされている業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行ふことができる。
一 国、都道府県、市町村、法人その他の団

報化補助業務(第二十三条—第二十二条)

に改

める。

第五章中第二十四条を第三十五条とし、同条の前に次の二条を加える。

第三十四条 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第二十九条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の二条を加える。

第三十六条 支払基金の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の過料に処する。

一 第四章の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第三十一条第三項の規定に違反して医療情報化支援基金に係る余裕金を運用したとき。

第五章を第六章とする。

第四章中第二十三条を第二十三条规定とする。

第四章を第五章とし、第二章の次に第一章を加える。

第四章 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務

第二十二条 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)第十五条规定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行ふ。

第二十七条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第八十八条规定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)が行う地域において

六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第八十八条规定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)が行う地域において

効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する業務

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第三十四条 支払基金は、前条各号に掲げる業務(以下「医療機関等情報化補助業務」といいう。)に關し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(区分経理)

第三十五条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(予算等の認可)

第三十六条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に係る委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、医療機関等情報化補助業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(報告の微収等)

第三十七条 厚生労働大臣は、支払基金又は前条の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、医療機関等情報化補助業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しても、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す證明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のた

その承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに當該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添付しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(業務の委託)

第三十八条 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、医療機関等情報化補助業務の一部を国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(報告の微収等)

第三十九条 厚生労働大臣は、支払基金又は前条の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、医療機関等情報化補助業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、これを提示しなければならない。

2 医療情報化支援基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、医療情報化支援基金に充てるものとする。

3 支払基金は、次の方法によるほか、医療情報化支援基金に係る余裕金を運用してはならない。

(国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有)

2 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

3 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十四号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託で元本補填の契約があるもの

4 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の指定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 政府は、予算の範囲内において、支払基金に対し、医療情報化支援基金に充てる資金を補助することができる。

6 前項の規定により政府が交付する補助金の財源については、社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消

めに認められたものと解釈してはならない。

社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例

第三十条 医療機関等情報化補助業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

第三十一条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金を設け、第五項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

第三十二条 医療情報化支援基金

第三十三条 医療情報化支援基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、医療情報化支援基金に充てるものとする。

第三十四条 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに當該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添付しなければならない。

第三十五条 支払基金は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(業務の委託)

第三十六条 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、医療機関等情報化補助業務の一部を国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(報告の微収等)

第三十七条 厚生労働大臣は、支払基金又は前条の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、医療機関等情報化補助業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す證明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のた

費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもつて充てるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第三十二条 この法律に定めるものほか、医療機関等情報化補助業務に係る支払基金の財務及び会計に必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十一條 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中「行う」の下に「電子資格確認(同法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう)の実施に必要な費用その他」を加える。

(介護保険法の一部改正)

第十二条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5 市町村は、地域支援事業を行うに当たつては、高齢者保健事業(高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業をいう。以下この条及び第二百七十七条第三項第六号において同じ)を行つ後期高齢者保健事業を行つ。以下この条及び第二百七十七条第三項第六号において同じ)を行つ後期高齢者医療広域連合(同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この条において同じ。)との連携を図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、地域支援事業を効果的かつ効率的に被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、高齢者保健事業及び国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業(第二百一十七条第三項第六号において「国民健康保険保健事業」とい

う)と一体的に実施するよう努めるものとす
る事項」を加える。

第百一十七条第三項第六号中「支援に関する事項」の下に「地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項」を加える。

る。

6 市町村は、前項の規定により地域支援事業を行つに当たつて必要があると認めるとき

は、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報、高齢者の

医療の確保に関する法律の規定による療養にに関する情報若しくは同法第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導

に関する記録の写し又は国民健康保険法の規定による療養に関する情報その他の地域支援事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

7 前項の規定により、情報又は記録の写しの提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は記録の写しを提供しなければならない。

8 市町村は、第五項の規定により地域支援事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十五条第一項に規定する後期高齢者医療広域連合(同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この条及び第二百七十七条第三項第六号において同じ。)を行つ後期高齢者保健事業を行つることにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名介護保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行つものに提供することができる。

9 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 介護分野の調査研究に関する分析そ

の他の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く)。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名介護保険等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名介護保険等関連情報(介護保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる介護保険等関連情報を復元することができないよう

するために厚生労働省令で定める基準に従い加工した介護保険等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名介護保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行つものに提供することができる。

4 第百一十八条の四 前条第一項の規定により匿名介護保険等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名介護保険等関連情報利用者」という。)は、匿名介護保険等関連情報を取り扱うに当たつては、当該匿名介護保険等関連情報の作成に用いられた介護保険等関連情報に係る本人を識別するために、当該介護保険等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう)若しくは匿名介護保険等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名介護保険等関連情報を他の情報と照合してはならない。

5 第百一十八条の五 匿名介護保険等関連情報利用者は、提供を受けた匿名介護保険等関連情報

(消去)

<p>を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名介護保険等関連情報を消去しなければならない。</p> <p>(安全管理措置)</p> <p>第一百八条の六 匿名介護保険等関連情報利用者は、匿名介護保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名介護保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。</p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第一百八条の七 匿名介護保険等関連情報利用者は又は匿名介護保険等関連情報利用者は、匿名介護保険等関連情報の利用に関する事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は連合会その他厚生労働省令で定める者(次条において「支払基金等」という。)に委託することができる。</p>
<p>第一百八条の八 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、匿名介護保険等関連情報利用者(国との他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。)に対して報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名介護保険等関連情報利用者に対する質問させ、若しくは匿名介護保険等関連情報利用者の事務所その他匿名介護保険等関連情報の利用に關係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。</p> <p>(是正命令)</p> <p>第一百八条の九 厚生労働大臣は、匿名介護保険等関連情報利用者が第一百八条の四から第</p>
<p>百八条の七までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(支払基金等への委託)</p> <p>第一百八条の十 厚生労働大臣は、第一百八条の二第一項に規定する調査及び分析並びに第一百八条の三第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は連合会その他厚生労働省令で定める者(次条において「支払基金等」という。)に委託することができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第一百八条の十一 匿名介護保険等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第一百八条の三第一項の規定による匿名介護保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならぬ。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。</p> <p>第一百八条の十二 「支払基金」を「支払基金」という。」を支払基金法(昭和二十三年法律第二百五十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に改める。</p> <p>第一百八条の十三 「各事務所」を「主たる事務所」に改める。</p>
<p>第二百五条の二の次に次の二条を加える。</p> <p>第二百五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第百八条の七の規定に違反して、匿名介護保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者</p> <p>二 第百八条の九の規定による命令に違反した者</p> <p>第三百六条の二に次の二号を加える。</p> <p>四 第百八条の八第一項の規定による報告数料を国(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第一百八条の三第一項の規定による匿名介護保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。</p> <p>第一百八条の三第二項中「匿名介護保険等関連情報を」の下に「健康保険法第二百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び」を加える。</p> <p>(船員保険法の一部改正)</p> <p>第一百八条の四 第十四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第一百五六条」を「第一百五十五条の二」に改める。</p>

第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう)を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法

により、協会から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

第四条第一項中「健康保険法による全国健康保険協会(以下「及び」という。)」を削る。

第四十七条第二項中「(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。)」を削り、「同法第六十四条を「健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。」及び「(同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)」を削る。

第四十九条第一項中「(健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)」を削る。

第五十三条第六項中「ものから」の下に「電子資格確認その他の厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者又は被保険者であつた者であることの確認を受け、同項第一号から第五号までに掲げる給付を」を加える。

第六十一条第一項中「以下この条において同じ」を削り、「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者の確認を受け、」を加え、同条第四項中「被保険者又は被保険者であつた者に対し」を

「被保険者又は被保険者であつた者(特定長期入院被保険者等を除く。以下この条において同じ。)に対し」に改める。

第六十二条第一項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者であることの確認を受け、」を加える。

第六十三条第一項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者であることの確認を受け、」を加える。

第六十五条第三項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を」を加える。

第六十六条第一項に規定する医療保険等関連情報に改める。

第一百一一条第二項中「第十六条第一項の情報(被保険者等記号・番号等の利用制限等)

第一百四十三条の次に次の二条を加える。

第百四十三条の次に次の二条を加える。

第一百四十三条第二項中「厚生労働大臣、協会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の船舶員保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求める旨を削る。

第五十三条第六項中「厚生労働大臣等」という。は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

第五十三条第六項中「厚生労働大臣等以外の者は、船員保険事業

とを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者があ業として行う行為に關し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告

知することを求めてはならない。

第六十五条第三項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者に対する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に當該者の事務所若しくは事業所に立ち入って質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

三 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)のをいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

三 第百五十三条の十第一項第三号中「第四章の規定による保険給付の支給」の下に「第五章の規定による保健事業及び福祉事業の実施」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(関係者の連携及び協力)

二 第百五十三条の十一 国、協会及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術

の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携

ことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第一百四十三条の二 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の規則がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に當該者の事務所若しくは事業所に立ち入って質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

二 第百五十三条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

三 第百五十三条の十第一項第三号中「第四章の規定による保険給付の支給」の下に「第五章の規定による保健事業及び福祉事業の実施」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(関係者の連携及び協力)

二 第百五十三条の十一 国、協会及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術

の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確

保に関する法律をいう。)の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携することを図りながら協力するものとする。

第九章中第百五十六条の前に次の二条を加える。

第一百五十五条の二 第百四十三条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百五十八条を次のように改める。

第一百五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九条第二項の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対しても、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 正当な理由がなくて第百四十三条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五百五十五条の二を「[第一百五十六条]の下に」、「第一百五十八条第一号」を加える。

(国民年金法の一部改正)

第十五条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「[できる者]」の下に「[その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者]」を、「[である者]」の下に「[その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者に限る]」を、「[である者]」の下に「[その他この法律の適用を除外すべき特別の理由が

五百五十五条の二 第百四十三条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

ある者として厚生労働省令で定める者]」を加える。

第八条第三号中「[できる者]」の下に「[その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者]」を加える。

第九条中「[いずれかに該当するに至つたとき]」の下に「[第四号について、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となつたときに限り]」を加え、同条第四号中「[できる者]」の下に「[その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者]」を加える。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律

定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに

四 第二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く)、第九条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第十二条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第十四条の規定(船員保険法第二条第九項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く)、並びに附則第七条の規定(私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く)、附則第八条の規定

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律

定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに

三 第一条の規定(健康保険法第三条第七項の改正規定を除く)、第四条の規定、第六条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)、第九条中國民健康保険法第八十二条第二項の改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える

二 第十条の規定 平成三十一年十月一日

三 第一条の規定(健康保険法第三条第七項の改正規定を除く)、第四条の規定、第六条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)、第九条中國民健康保険法第八十二条第二項の改正規定並びに附則第三

条、第六条及び第十六条の規定 公布の日

四 第二条の規定 平成三十一年十月一日

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律

定及び第十二条中介護保険法第六十六条第

三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 平成三十一年

四月一日

六 第二条中健康保険法第百五十条の二第二項

九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第百十七条第三項第六号の改正規定を除く)並びに第十四条中船員保険法第百十一条第二項の改正規定並びに附則第七条中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十六条第三項の改正規定

定、附則第八条中国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十八条第二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第一百十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定 平成三十二年十月一日

四 第二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く)、第九条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第十二条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第十四条の規定(船員保険法第二条第九項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く)、並びに附則第七条の規定(私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く)、附則第八条の規定

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律

定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに

三 第一条の規定(健康保険法第三条第七項の改正規定を除く)、第四条の規定、第六条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)、第九条中國民健康保険法第八十二条第二項の改正規定並びに附則第三

条、第六条及び第十六条の規定 公布の日

四 第二条の規定 平成三十一年十月一日

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律

定及び第十二条中介護保険法第六十六条第

三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 平成三十一年

四月一日

六 第二条中健康保険法第百五十条の二第二項

の改正規定及び同項を同法第三項とし同法第

一項の次に一項を加える改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第

二第二項の改正規定並びに第十三条の規定

平成三十四年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該各規定、附則第十五条及び第十六条において同じ)による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という)の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用の状況、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七条)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう)の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第百六十条の二第二項の規定期定は、平成二十七年四月一日以後に納期(高齢者の医療の確保に関する法律又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課すことができる)が到来する保険料について適用する。

(社会保険診療報酬支払基金法による社会保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書)

保険診療報酬支払基金(次条において「基金」という)の従たる事務所又はその出張所の幹事であつた者に係る第七条の規定による改正前の同法(次条において「旧基金法」という)第二十条の規定による職務上知得した秘密を故なく漏らしてはならない義務については、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(次条において「第五号施行日」という)以後も、なお従前の例による。

第五条 第五号施行日前に旧基金法第十三条第三項に規定する権限に基づき、基金の従たる事務所又はその出張所の業務に関して当該事務所又はその出張所の幹事長がした行為は、第五号施行日以後においては、理事長又は第七条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十二条の規定により同条に規定する代理人として選任された理事若しくは職員がした行為とみなす。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第八条の規定による改正後の国民健康保険法第百十条の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に納期(国民健康保険法又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限を以て、当該納期後に保険料を課すことができる)こととなつた場合にあつては、当該保険料を課すことができることとなつた日とする)が到来する保険料について適用する。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第七条 私立学校教職員共済法の一部を次のよう

目次中「第四十五条」を「第四十四条」に、「第四十六条」を「第四十五条」に、「第五十二条」を「第五十五条」に改める。
第二十五条中「第一条第一項第二号(イ、ロ及びハ以外の部分に限る。)」を削り、同条の表第一

二条第一項第二号(イ、ロ及びハ以外の部分に限る。)の項中「(イ、ロ及びハ以外の部分に限る。)」を削り、「組合員」を「(短期給付)」に、「加入者(私立学校教職員共済法)」を「(私立学校教職員共済法)」に改め、「同じ。」の下に「(短期給付)」を加える。

第二十六条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報を改める。

第四十三条及び第四十四条 削除

第九章中第四十六条の前に次の二条を加える。

(加入者等記号・番号等の利用制限等)

第四十五条 文部科学大臣、事業団、保険医療機関等(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する保険医療機関等をいう。第四十七条の四において同じ)、指定訪問看護事業者(第二十五条において準用する同法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。次

条第二項及び第三項において同じ)その他の事業者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 文部科学大臣等が、前項に規定する場合に、加入者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 文部科学大臣等以外の者が、前項に規定する文部科学省令で定める場合に、加入者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、加入者等記号・番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る加入者等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それを電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの)をいう。以下この条において同じ。を利用する者として文部科学省令で定める者(以下この条において「文部科学大臣等」という)は、これらの扶養者ごとに定めるものをいう。以下この条において同じ。を利用することを予定されるもの(以下この条において「提供データベース」という)を構成してはならない。

6 第四項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査

き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 文部科学大臣等以外の者は、短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれら事業に関連する事務の遂行のため加入者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として文部科学省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

4 文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うことの命ずることができる。

5 文部科学大臣は、前項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止されることを勧告し、又は当該行為が中止されことを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うことの命ずることができる。

7 文部科学大臣等が、前項に規定する同一の規定による指定訪問看護事業者をいう。以下この条において同じ。)を削り、同条に次の三項を加える。

4 文部科学大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に従し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

のために認められたものと解してはならない。

第四十七条の三第一項第三号中「支給」の下に「第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施」を加える。

第四十七条の四を第四十七条の五とし、第四十七条の三の次に次の二条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第四十七条の四 国、事業団及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認、第二十一条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する電子資格確認をいう。)の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第五十二条中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同条を第五十五条として、第五十一条を第五十四条とする。

第五十条の次に次の二条を加える。

第五十二条 第四十五条第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 正当な理由がなく、第四十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人(法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの)(以下この

条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第八条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「とうう。」の下に「それ以外の健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第七項たゞし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者」を、「維持する」の下に「ものであつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎がある」と認められるものとして財務省令で定める)を加える。

第四十条第三項中「(大正十一年法律第七十号)」を削る。

第五十五条第一項中「次に掲げる医療機関又は薬局から」を「財務省令で定めるところにより、保険医療機関等(次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。)から、電子資格確認(保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護を

受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報(短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。)その他財務省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、組合員であることの確認を受け、その給付を改める。

第五十五条の三第一項中「以下この条において同じ。」を削り、「により」の下に「財務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、同条第三項中「組合員が」を「組合員(特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。)が」に改める。

第一百十二条の次に次の二条を加える。

(組合員等記号・番号等の利用制限等)

第一百十二条の二 財務大臣、組合、連合会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の組合員等記号・番号等(保険者番号(財務大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。)及び組合員等記号・番号(組合が組合員又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他

又はこれらの事業に関連する事務の遂行のために組合員等記号・番号等(保険者番号(財務大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。)及び組合員等記号・番号(組合が組合員又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、組合員又は被扶養者ことに定めるものをいう。)をいう。以下この条において同じ。)を利用して財務省令で定める組合員の者(以下この条において「財務大臣等」といいう。)は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めはならない。

認等により、組合員であるとの確認を受け、に改める。

第五十六条の二第一項中「により」の下に「財務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け」を加える。

第五十七条第七項中「第五十五条の三第六項」を「第五十五条第一項、第五十五条の三第六項に改め、「規定は、」の下に「被扶養者の療養及び」を加える。

第五十七条の三第三項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の二第一項及び第三項」に改め、「規定は、」の下に「被扶養者の療養及び」を加える。

第五十八条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連三項」を「第五十六条の二第一項及び第三項」に改める。

第九十八条第二項中「第十六条第一項に規定する医療保険等関連三項」を「第五十六条の二第一項及び第三項」に改め、「規定は、」の下に「被扶養者の療養及び」を加える。

第五十七条の三第三項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項に規定する医療保険等関連三項」を「第五十六条の二第一項及び第三項」に改め、「規定は、」の下に「被扶養者の療養及び」を加える。

(組合員等記号・番号等の利用制限等)

第一百十二条の二 財務大臣、組合、連合会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の組合員等記号・番号等(保険者番号(財務大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。)及び組合員等記号・番号(組合が組合員又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他

2 財務大臣等以外の者は、短期給付及び長期

給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等の利用が特に必要な場合として財務省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に對し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 財務大臣等が、第一項に規定する場合に、組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 財務大臣等以外の者が、前項に規定する財務省令で定める場合に、組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、組合員等記号・番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る組合員等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものといふ)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

一 財務大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データ

二 財務大臣等以外の者が、第二項に規定する財務省令で定める場合に、提供データ

ベースを構成するとき。

5 財務大臣は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

6 第百四十四条の二第一項第三号中「支給」の下に「(関係者の連携及び協力)

第百四十四条の三 国、組合及び保険医療機関等の他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第百四十七条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同

3 財務大臣は、第百十二条の二第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めることは、その必要と認められる範囲内に

おいて、同条第三項若しくは第四項の規定に

ある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものであると認めるときは、当該行為をした者に對し、當該行為を中止することを勧告することをできる。

第百二十七条の二の次に次の二条を加える。
第百二十七条の三 第百十二条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百六十六条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 正当な理由がなく第百七十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に對して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第百二十八条の次に次の二条を加える。
第百二十八条の二 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第百二十七条の三又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第九条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「(二)」の下に「その他健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて主務省令で定める者」を、「維持する」の下に「ものであつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務省令で定める」を加える。

第四十三条第三項中「(大正十一年法律第七十号)」を削る。

第五十七条第一項中「次に掲げる医療機関又は薬局から」を「主務省令で定めるところにより、保険医療機関等(次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。)から、電子資格確認(保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律五百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)」

を送信する方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用してする方法により、組合から回答を受けて当該情報は当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他主務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、組合員であることの確認を受け、その給付を」に改める。

第五十七条の三第一項中「以下この条において同じ」を削り、「により」の下に「主務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け」を加え、同条第三項中「組合員が」を「組合員（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。）が」に改める。

第五十七条の四第一項中「により」の下に「主務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け」を加える。

第五十七条の五第一項中「第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から」を「主務省令で定めるところの確認を受け」を加える。

第五十九条第七項中「第五十七条の三第六項」を「第五十七条第一項、第五十七条の三第六項」に改め、「規定は」の下に「被扶養者の療養及

び」を加える。

第五十九条の三第三項中「第五十八条の一第三項」を「第五十八条の二第一項及び第三項」に改める。

第一百十二条第三項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改める。

第一百二十四条の二十四の次に次の二条を加える。

（組合員等記号・番号等の利用制限等）
市町村連合会、地方公務員共済組合連合会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他

の短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事

業又はこれらの事業に関連する事務の遂行の

ため組合員等記号・番号等（保険者番号（主務

大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する

保険者番号に準じて定めるもの）及び

組合員等記号・番号（組合が組合員又は被扶

養者の資格を管理するための記号、番号その

他の符号として、組合員又は被扶養者ごとに

定めるものをいう。以下この条において同じ）を利用する者として主務省令で定

める者（以下この条において「主務大臣等」とい

う。）は、これらの事業又は事務の遂行のた

め必要がある場合を除き、何人に対しても、そ

の者又はその者以外の者に係る組合員等記

号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 主務大臣等以外の者は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等の利用が特に必要な場合として主務省令で定める場合を除き、何人に対しても、そ

の者又はその者以外の者に係る組合員等記

号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

4 主務大臣等が、第一項に規定する場合に、組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。

5 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、組合員等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る組合員等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものといふ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されるもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

6 主務大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

7 主務大臣等以外の者が、第二項に規定する主務省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

8 主務大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを

い。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

4 主務大臣は、第一項に規定する場合に、組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。

5 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、組合員等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る組合員等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものといふ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されるもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

6 主務大臣は、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

7 主務大臣等が、第二項に規定する福社事業の実施を加え、同条の次に次の二条を加える。

8 主務大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行

為をした者に対し、当該行為を中止することを

勧告し、又は当該行為が中止されることを

告ることをできる。

9 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

10 第百二十四条の二十八第四項中「又は第二項」とから第三項までに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に

二 主務大臣等以外の者が、前項に規定する主務省令で定める場合に、組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。

11 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、組合員等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る組合員等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものといふ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されるもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

12 主務大臣は、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

13 主務大臣等が、第二項に規定する福社事業の実施を加え、同条の次に次の二条を加える。

14 主務大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行

為をした者に対し、当該行為を中止することを

勧告し、又は当該行為が中止されることを

告ることをできる。

15 第百二十四条の三十三第一項第三号中「支給」の下に「、第一百十二条第一項及び第百十二条の二第一項に規定する福社事業の実施」を加え、同条の次に次の二条を加える。

16 第百二十四条の三十四 国、組合及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

17 第百四十六条の二の次に次の二条を加える。

第一百四十六条の三 第百四十四条の二十四の二 第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百四十七条を次のように改める。

第一百四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十四条の二十七第二項又は第四項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

五 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

六 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

七 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

八 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

九 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

十 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

十一 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

十二 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

十三 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

十四 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

十五 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

十六 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

十七 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し正当な理由がなく答弁せしむる者は、三十万円以下の罰金に処する。

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の八の項の第三欄の第二号中「第三項」を「第七項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の二十五の項及び別表第四の四の二十五の項中「保健事業を「高齢者保健事業」に改める。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正)

第十二条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三の三項中「各事務所」を「主たる事務所」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十九の項中「保健事業」を「同法

同条第五項の事業」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七条)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)」を加える。

第十四条中「昭和五十七年法律第八十号」を削る。

る場合を除き、被保険者番号の告知を求める

ことを禁止すること。

電子資格確認の実施に必要な費用等を保険

機関等に補助するための医療情報化支援

基金を創設すること。

医療及び介護給付の費用の状況等に関する

情報について、それらの情報の連結しての提

供等を可能とするとともに、公益性を有する

業務を行う地方公共団体、研究機関等への提

供等に関する規定を整備すること。

高齢者保健事業について、後期高齢者医療

広域連合が市町村に対し、その実施を委託す

ることができる」とし、委託を受けた市町

村が国民健康保険保健事業及び介護保険の地

域支援事業と一体的に実施する枠組みを設け

ること。

社会保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、日本国内に住所を有する

ことを加えること。

健康保険の被扶養者等の要件について、従事務所の廃止、診療報酬請求書情報の分析等の業務の追加等の措置を講ずること。

等の業務の追加等の措置を講ずること。

社会保険診療報酬支払基金について、従事務所の廃止、診療報酬請求書情報の分析等の業務の追加等の措置を講ずること。

等の業務の追加等の措置を講ずること。

保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰することのできない事由によつて国民健康保険と健康保険等との間における適用

関係の調整を要することが判明した場合における保険料の二重払いを解消するための規定

を整備すること。

この法律は、一部を除き、平成三十二年四月一日から施行すること。

議案の可決理由

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

電子資格確認の方法により、被保険者等で

あることを確認する仕組みを設けること。ま

た、被保険者番号を個人単位化するととも

に、健康保険事業等の遂行のために必要があ

る場合を除き、被保険者番号の告知を求める

ことを禁止すること。

電子資格確認の実施に必要な費用等を保険

機関等に補助するための医療情報化支援

基金を創設すること。

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の八の項の第三欄の第二号中「第三項」を「第七項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の二十五の項及び別表第四の四の二十五の項中「保健事業を「高齢者保健事業」に改める。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正)

第十二条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三の三項中「各事務所」を「主たる事務所」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十九の項中「保健事業」を「同法

同条第五項の事業」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七条)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)」を加える。

第十四条中「昭和五十七年法律第八十号」を削る。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成三十一年度一般会計予算に三百億円が計上されている。

右報告する。

平成三十一年四月十二日

厚生労働委員長 富岡 勉

(別紙)

医疗保险制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律

法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 今回の医疗保险制度の運営に関する改正に統一、二〇二五年には団塊の世代が後期高齢者に移行することなどから、少子高齢社会の進展を見据えた取組を早期に開始し、医疗保险制度の健全な運営に努めること。

二 個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されることを踏まえ、個人番号カードの更なる普及拡大に向けて、セキュリティ対策の充実など、効果的な施策を検討するとともに、関係府省が連携して取り組むこと。

三 介護分野において、医療分野と比べて進んでいないデータ集積・分析の一層の推進を図ることにより、科学的根拠に裏付けられた介護サービスの提供に係る方法論を確立するとともに、その普及を図ること。

四 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施において、市町村が配置する保健師等の医療専門職については、適切な人數及び待遇が確保されるよう、必要な支援を行うこと。

五 我が国の医疗保险制度は内外無差別の原則を探つているとともに、外国人による医疗保险の不適正利用の実態が十分に把握されていないこ

とを踏まえ、健康保険の被扶養者等の国内居住要件の例外要件の設定等に当たっては、国籍による差別的な取扱いとならないようにするこ

と。

六 被扶養者の国内居住要件の例外規定について

は、保険者が円滑に認定業務を行えるよう、具体的かつ明確に定めること。また、保険者が被扶養認定を行うに当たり、被扶養者の身分関係、生計維持要件を適切に確認するよう指導すること。

七 治療目的で来日する外国人が在留資格を留学等と偽って高額な保険給付を受けることのないよう、高額療養費等の申請があつた際には、必要な調査等を徹底すること。

八 外国人のなりすまし受診対策を実施するに当たっては、被保険者証とともに在留カード等の機関に周知徹底すること。

九 本人確認書類が提示されないことのみをもつて保険給付を否定する取扱いとはしない旨を医療機関に周知徹底すること。

十 社会保険診療報酬支払基金の組織見直しに当たっては、審査結果の不合理な差異の解消に向けて、適切に指導すること。また、社会保険診療報酬支払基金がレセプト事務点検作業の集約化を進めるに当たっては、職員の家庭の実情等に十分配慮すること。

十一 社会保険診療報酬支払基金の審査委員会及び審査事務局については、地域医療の特性を踏まえ、引き続き四十七都道府県に設置されるよう、必要な措置を講ずること。

十二 近年の後期高齢者支援金や介護納付金の総

報酬割の導入等に伴い、健康保険組合等の財政負担が増加していることを踏まえ、財政状況が厳しい健康保険組合等に対する必要な支援を検討すること。

報告する。

平成三十一年二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

右

国会に提出する。

平成三十一年二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案

報告する。

が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、することができない。

一 買受けの申出をしようとする者(その者が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この目において「暴力団員等」という。)であること。

が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この目において「暴力団員等」という。)であること。

二 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者(その者が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員等であること。

三 あること。

四 あること。

五 あること。

六 入(その者が法人である場合にあつては、その役員。以下この項において同じ。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、最高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでない。

七 執行裁判所は、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者があると認める場合には、当該買受けの申出をさせた者(その者が法人である場合にあつては、その役員。以下この項において同じ。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、買受けの申出をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所

裁判所規則で定める場合は、この限りでない。

第七十一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が次のいずれかに該当すること。

イ 暴力団員等(買受けの申出がされた時に暴力団員等であつた者を含む)。

ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの(買受けの申出がされた時にその役員のうちに暴力団員等に該当する者があつたものを含む)。

七条の十四」を「第六十七条の十四第一項」に改める。

第九十三条の四第一項ただし書中「第一百六十七条の十四」を「第六十七条の十四第一項」に改める。

第一百二十一條中「第五十五条第一項(第二号に係る部分に限る)」を「第五十五条第一項(第二号に改め、「第六十四条の二」の下に「第六十

五条の二、第六十八条の四、第七十一条第五号」を加え、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

4 裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第一百五十三条第一項又は第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをできる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならない。

7 第百四十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。官

7 勘行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内

に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出(第二十条において準用する民事訴訟法第百十条第一項各号に掲げる場合にあつては、公示送達の申立て。次項において同じ)をすべきことを命ずることがで

きる。

8 執行裁判所は、前項の申出を命じた場合において、差押債権者が同項の申出をしないときは、差押命令を取り消すことができる。

第一百五十五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 差し押さえられた金銭債権が第一百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合(差押債権者の債権に

おける前項の規定の適用については、同項中「一週間」とあるのは、「四週間」とする。

第百五十五条に次の四項を加える。

5 差押債権者は、第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日(前項又はこの項の規定による届出をした場合にあつては、最後に当該届出をした日。次項において同じ)から第三項の支払を受けることなく一年を経過したときは、同項の支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出なければならない。

6 第一項の規定により金銭債権を取り立てるところにより、第一百五十三条第一項又は第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをできる旨その他の最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならない。

7 第百四十五条に次の二項を加える。

7 勘行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内

し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く)又は第五項の規定による届出をしたときは、当該決定は、その効力を失う。

8 差押債権者が第五項に規定する期間を経過する前に執行裁判所に第三項の支払を受けていない旨の届出をしたときは、第五項及び第六項の規定の適用については、第五項の規定による届出があつたものとみなす。

第一百五十九条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 差し押さえられた金銭債権が第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合(差押債権者(数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上の)の債権に係る金銭債権が含まれているときを除く)に係る金銭債権が含まれているときを除く)に係る金銭債権が含まれているときを除く)における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは」とする。

第一百六十条中「差押命令及び転付命令が確定した」を「転付命令が効力を生じた」に改める。

第一百六十一条第六項中「第一百五十九条第六項」を「第一百五十九条第七項」に改め、「管理について」の下に「、それぞれ」を加え、「第一百六十一条第七項」とあるのは、「第一百六十一条」を「転付命令が効力を生じた」に改める。

第一百六十一条第六項中「第一百五十九条第六項」を「第一百五十九条第七項」に改め、「管理について」の下に「、それぞれ」を加え、「第一百六十一条第七項」とあるのは、「第一百六十一条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 差し押さえられた債権が第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合(差押債権者の債権に第百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く)における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは」に改める。

6 第二項において読み替えて準用する第一百四十五条第八項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

7 前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

四週間を経過するまでは、」とする。

第一百六十四条第一項中「確定した」を「効力を生じた」に、「抹消」を「抹消」に改める。

第一百六十六条第一項中「第一百六十一条第六項」を「第一百六十一条第七項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 差し押さえられた債権が第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合(差押債権者(数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上の)の債権に係る金銭債権が含まれているときを除く)における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、配当等を実施してはならない。

第一百六十七条の五第二項中「から第四項まで」の規定は、「」を「第三項、第五項、第七項及び第八項の規定は」に改め、「について」の下に「、同条第四項の規定は差押処分を送達する場合について、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

第一百六十七条の五第二項中「から第四項まで」の規定は、「」を「第三項、第五項、第七項及び第八項の規定は」に改め、「について」の下に「、同条第四項の規定は差押処分を送達する場合について、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「第一百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「第一百六十七条の八第一項又は第二項」と、同条第七項及び第八項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と読み替えるものとする。

第一百六十七条の五第五項中「第三項及び前項」と並びに「前二項及び」に改め、同条に次の二項を加える。

6 第二項において読み替えて準用する第一百四十五条第八項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

7 前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

8

第二項において読み替えて準用する第一百四十四条の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。

第一百六十七条の八第一項中「第一百六十七条の十四」を「第一百六十七条の十四第一項」に改め

る。

第一百六十七条の十一第一項中「第一百六十七条の十四」を「第一百六十七条の十四第一項」に改め、同条第五項中「第一百六十一条第六項」を「第一百六十一条第七項」に改め、同条第七項中「並びに第九十二条第一項」を「第九十二条第一項並びに第一百六十六条第三項」に、「准用する」を「、それぞれ準用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一百六十六条第三項中「差押命令」とあるのは、「差押処分」と読み替えるものとする。

第一百六十七条の十四中「第一百五十五条第三項及び」を「第一百五十五条第四項から第六項まで及び第八項並びに」に、「及び第一百五十五条第一項」を「第一百五十五条第一項、第六項及び第七項並びに第一百五十六条第一項」に改め、「されたとき」との下に、「第一百五十五条第七項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の処分」とを加え、同条に次の二項を加える。

2 第一百六十七条の五第六項から第八項までの規定は、前項において読み替えて準用する第一百五十五条第六項の規定による裁判所書記官の処分がされた場合について準用する。

第一百七十五条第二項中「第一百四十五条」の下に「(第四項を除く。)」を加え、「第二項」を「第三項」に改める。

三百七十五条规定から第一百七十九条までを削り、第二章第三節中第一百七十四条を第一百七十七条规定とし、同条の次に次のように加える。

第一百七十八条及び第一百七十九条 削除

第一百七十三条の次に次の三条を加える。

(子の引渡しの強制執行)

第百七十四条 子の引渡しの強制執行は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行う。

一 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法

二 第百七十二条第一項に規定する方法

三 前項第一号に掲げる方法による強制執行の申立ては、次の各号のいずれかに該当すると申立ては、次の各号のいずれかに該当すると

一 第百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあつては、その期間を経過したとき)。

二 前項第二号に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき。

三 子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき。

四 執行裁判所は、第一項第一号の規定による執行裁判所は、第一項第一号の規定による決定をする場合には、債務者を審査しなければならない。ただし、子に急迫した危険があるときその他の審査をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

五 執行裁判所は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為は、債務者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭した場合に限り、することができる。

六 執行裁判所は、債務者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭することができない場合であつても、その代理人が債務者に代わつて当該場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他的事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前項の規定にかかるべきこと。

七 執行裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

八 執行官は、第六条第一項の規定にかかるず、子に対して威力を用いることはできないう。子以外の者に対する威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合には、当該子以外の者についても、同様とする。

九 執行官は、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をする際に際し、債務者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができる。

(執行裁判所及び執行官の責務)

第十条 執行裁判所及び執行官は、第一百七十六条第一項第一号に掲げる方法による子の引渡しの強制執行の手続において子の引渡しを実現するに當たつては、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならない。

六 第二項の強制執行の申立て又は前項において準用する法律案及び同報告書

て準用する第一百七十二条第一項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

(執行官の権限等)

第一百七十五条 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に對し説得を行うほか、債務者の住居その他の債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができる。

一 その場所に立ち入り、子を捜索するこど。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をする。

二 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債務者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

三 その場所に債務者又はその代理人を立ち入らせること。

四 執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、前項に規定する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は次項の規定による許可を受けて、前項各号に掲げる行為をすることができる。

五 第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為は、債務者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭した場合に限り、する文書を提示しなければならない。

六 執行裁判所は、債務者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭することができない場合であつても、その代理人が債務者に代わつて当該場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他的事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前項の規定にかかるべきこと。

七 執行裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

八 執行官は、第六条第一項の規定にかかるず、子に対して威力を用いることはできない。子以外の者に対する威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合には、当該子以外の者についても、同様とする。

九 執行官は、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をする際に際し、債務者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができる。

(執行裁判所及び執行官の責務)

第十条 執行裁判所及び執行官は、第一百七十六条第一項第一号に掲げる方法による子の引渡しを実現するに當たつては、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならない。

六 第二項の強制執行の申立て又は前項において準用する法律案及び同報告書

第四章の章名を次のように改める。

第四章 債務者の財産状況の調査

第四章中第一百九十六条の前に次の節名を付す。
る。

第一節 財産開示手続

第一百九十六条中「この章」を「この節」に改め
る。

第一百九十七条第一項中「次の」の下に「各号の」
を加え、「(債務名義が第二十二条第一号、第三
号の二から第四号まで若しくは第五号に掲げる
もの又は確定判決と同一の効力を有する支払督
促であるものを除く。)」を削り、同条第二項中
「次の」の下に「各号の」を加え、同条第三項た
だし書中「次に」を次の各号に改め、同条第四
項中「第二項」を「同項」に改める。

第二百一条第一号中「債務名義が第二十二条
第二号、第三号の二から第四号まで若しくは第
五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を
有する支払督促であるものを除く。」を削る。

第二百七条の見出しを「管轄」に改め、同条
を第二百十五条とする。

第一百六条中第一項を削り、第二項を第一項
とし、同条に次の一項を加える。

2 第二百十条の規定に違反して、同条の情報
を同条に規定する目的以外の目的のために利
用し、又は提供した者も、前項と同様とす
る。

第二百六条を第二百十四条とする。

第二百五条第一項中第三号を第四号とし、第
二号の次に次の一号を加える。

三 第六十五条の二(第八十八条(第一百九十
五条の規定によりその例によることとされ
る場合を含む。)において準用する場合を含
む。)の規定により陳述すべき事項について
虚偽の陳述をした者
第二百五条第一項に次の二号を加える。

五 執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期
日において、正当な理由なく、出頭せず、
又は宣誓を拒んだ開示義務者

六 第百九十九条第七項において準用する民
事訴訟法第二百一条第一項の規定により財
産開示期日において宣誓した開示義務者で
あつて、正当な理由なく第百九十九条第一
項から第四項までの規定により陳述すべき
事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述
をしたもの

第二百五条を第二百十三条とし、第一百四条
を第二百十二条とする。

第四章に次の一節を加える。

第二節 第三者からの情報取得手続
(管轄)

第二百四条 この節の規定による債務者の財產
に係る情報の取得に関する手続(以下「第三者
からの情報取得手続」という。)については、
債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方
裁判所が、この普通裁判籍がないときはこの
節の規定により情報の提供を命じられるべき
者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁
判所として管轄する。

(債務者の不動産に係る情報の取得)

第二百五条 執行裁判所は、次の各号のいずれ
かに該当するときは、それぞれ当該各号に定
められたとおり、法務省令で定める登
記所に対し、債務者が所有権の登記名義人で
ある者との申立てにより、法務省令で定める登
記所に対し、債務者が所有権の登記名義人で
ある土地又は建物その他これらに準ずるもの
として法務省令で定めるものに対する強制執
行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる
事項として最高裁判所規則で定めるもの(当該市
町村が債務者の市町村民税(特別区民税を含む。)
に係る事務に関して知り得たものに限る。)

一 市町村(特別区を含む。以下この号にお
いて同じ。)

4 第一項の申立てについての裁判に対して
は、執行抗告をすることができる。

5 第一項の申立てを認容する決定は、確定し
なければその効力を生じない。

一 第百九十七条第一項各号のいずれかに該
当する場合
二 第百九十七条第二項各号のいずれかに該
当する場合

債務者の財産について一般の先取特権を有するこ
とを証する文書を提出した債権者

(債務者の給与債権に係る情報の取得)

第二百六条 執行裁判所は、第一百九十七条第一
項各号のいずれかに該当するときは、第一百五
十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る請
求権又は人の生命若しくは身体の侵害による
損害賠償請求権について執行力のある債務名
義の正本を有する債権者の申立てにより、次
の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で
定めるところにより当該債権者が選択したも
のに対し、それぞれ当該各号に定める事項に
ついて情報の提供をすべき旨を命じなければ
ならない。ただし、当該執行力のある債務名
義の正本に基づく強制執行を開始することが
できないときは、この限りでない。

債務者が支払を受ける地方税法(昭和二十五年法
律第二百二十六号)第三百一十七条の二第一項ただ
し書に規定する給与に係る債権に対する強制執行
又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる
事項として最高裁判所規則で定めるもの(当該市
町村が債務者の市町村民税(特別区民税を含む。)
に係る事務に関して知り得たものに限る。)
債務者(厚生年金保険の被保険者であるものに限
る。(以下この号において同じ。)が支払を受ける厚
生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第三
条第一項第三号に規定する報酬又は同項第四号に
規定する賞与に係る債権に対する強制執行又は担
保権の実行の申立てをするのに必要となる事項と
して最高裁判所規則で定めるもの(情報の提供を
命じられた者が債務者の厚生年金保険に係る事務
に關して知り得たものに限る。)

2 前条第一項から第五項までの規定は、前項の申立て及び当該申立てについての裁判について準用する。

(債務者の預貯金債権等に係る情報の取得)

第二百七条 執行裁判所は、第二百九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに對し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 銀行等(銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、漁業協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構をいう)。以下この号において同じ。)

二 振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。)

三 執行裁判所は、第二百九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特權を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、前項各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めることにより当該債権者が選択したものに對し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。

3 前二項の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

(情報の提供の方法等)

による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立て人

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者の財産について一般の先取特權を有することを証する文書を提出した債権者

四 債務者

五 当該情報の提供をした者

2 第二百六条の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、す

べてをするのに必要となる事項として最高裁判所規

則で定めるもの

債務者の有する振替社債等(同法第二百七十九条に規定する振替社債等であつて、当該振替機関等の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。)に関する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

2 債務者に対する第二百五十五条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生

命若しくは身体の侵害による損害賠償請求

権について執行力のある債務名義の正本を

有する債権者

一 申立て人

二 債務者

三 債務者の提供をした者

四 当該情報の提供をした者

(第三者からの情報取得手続に係る事件に関する情報の目的外利用の制限)

2 第二百十条 申立て人は、第三者からの情報取得手続において得られた債務者の財産に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前条第一項第二号若しくは第三号又は第二

項第二号に掲げる者であつて、第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中の第二百八

条第一項の情報の提供に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に

以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(強制執行及び担保権の実行の規定の準用)

第二百十一条 第三十九条及び第四十条の規定は、執行力のある債務名義の正本に基づく第三者からの情報取得手続について、第四十二条の規定

第二項を除く。の規定は第三者からの情報

取得手続について、第二百八十二条及び第二百八十三条の規定は一般の先取特権に基づく第三者からの情報取得手続について、それぞれ準

用する。

十三条の規定は一般の先取特権に基づく第三者からの情報取得手続について、それぞれ準

用する。

(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正)

第二条 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二百三十六条の見出しを「子の返還の代替執行と間接強制との関係」に改め、同条中「民事執行法第二百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過した後(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合は、その期間を経過した後)」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条に次の各号を加える。

一 民事執行法第二百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあつては、その期間を経過したとき)。

二 民事執行法第二百七十二条第一項に規定する方法による強制執行を実施しても、債務

者が常居所地國に子を返還する見込みがあることは認められないとき。

三 子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行をする必要があるとき。

第二百九条 第二百五十五条又は第二百七条の規定

平成三十一年四月十六日 衆議院会議録第十九号

2

執行裁判所は、民事執行法第百七十七条第三項の規定にかかるらず、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、債務者を審尋しないで第百三十条第一項の決定をすることができる。

第一百四十条の見出しを「(執行官の権限等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

民事執行法第百七十五条(第八項を除く。)の規定は子の返還の代替執行における執行官の権限及び当該権限の行使に係る執行裁判所の裁判について、同法第百七十六条の規定は子の代替執行の手続について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百七十五条第一項第二号中「債権者若しくはその代理人と子」とあるのは「返還実施者(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八条)第百三十七条に規定する返還実施者をいう。以下同じ。)、債権者若しくは同法第百四十二条第一項において準用する第六項に規定する代理人と子」と、「又は債権者若しくはその代理人」とあるのは「又は返還実施者、債権者若しくは同項に規定する代理人」と、同項第三号及び同条第九項中「債権者又はその代理人」とあるのは「返還実施者、債権者又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成四十一条第一項において準用する第六項に規定する代理人)と読み替えるものとする。

第一百四十条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項において準用する民事執行法第百七十五条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第五項を第三項とし、第六項を削る。

第一百四十一条の見出しを「(返還実施者の権限等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第一項において準用する民事執行法第二百七十六条の規定は、返還実施者について準用する。

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十条の規定 公布の日
二 附則第十六条中民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第一百九十八条第一項の改正規定 民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日
三 附則第九条の規定 この法律の施行の日

(以下「施行日」という。)又は前号に定める日のいすれか遅い日。

(売却の手続に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の民事執行法(以下「新民事執行法」という。)第六十五条の二及び第六十八条の四(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定は、施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分をした場合における当該処分に係る売却の手続については、適用しない。

二 施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分をした場合における売却不許可事由については、新民事執行法第七十一条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定に準用する。

三 附則第二十条の規定 公布の日
四 附則第二十一条の規定 公布の日

2 施行日前に第一条の規定による改正前の民事執行法第二百五十五条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により差押債権者が金銭債権を取り立てることができるようになる。

3 附則第二十二条の規定 公布の日
4 附則第二十三条の規定 公布の日

子の引渡しを目的とする請求権についての強制執行の事件については、適用しない。

第五条 新民事執行法第二百五十五条の規定は、この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

(調整規定)
第六条 施行日が附則第一条第二号に定める日前となる場合には、同日の前日までの間ににおける新民事執行法第二百七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権」とあるのは、「預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権」とする。

(罰則に関する経過措置)
第七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第八条 施行日前に申し立てられた子の返還の強制執行の事件については、第二条の規定による改正後の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(第百三十六条、第百三十八条第二項、第百四十条及び第百四十一條第三項の規定にかかるらず、なお従前の例による。)

第九条 民法明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に

(差押債権者の金銭債権の取立て等に関する経過措置)
第三条 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る金銭債権を取り立てができるようになるための期間については、新民事執行法第二百六十六条第三項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(子の引渡しの強制執行に関する経過措置)
第四条 新民事執行法第二百七十四条から第二百七十六条までの規定は、施行日前に申し立てられた

の」に、「財産開示手続は」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は」に改める。
第一百三十四条第三項中「財産開示手続」の下に「及び第三者からの情報取得手続」を加える。

第二百八条中「及び財産開示手続」を、「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続」に改める。

第十八条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第六項中「同じ。」の下に「又は第三者からの情報取得手続(同法第二百四条に規定する第三者からの情報取得手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。)」を加え、「財産開示手続は」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は」に改める。

第二百四十九条第一項中「財産開示手続の」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の」に改める。

第二百四十九条第一項中「財産開示手続」を「財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続の」に、「及び」を「並びに」に、「財産開示手続は」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は」に改め、同条第二項中「及び破産債権に基づく財産開示手続」を並びに「破産債権に基づく財産開示手続」及び第三者からの情報取得手続に改める。

(会社法の一部改正)

第十九条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五百十五条第一項中「同じ。」の下に「若しくは第三者からの情報取得手続(同法第二百七条第一項第一号、第二百六条第一項又は第二百七条第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。)」を加え、「財産開示手続は」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は」に改め、同項ただし書中「財産開示手続」の下に「若しくは第三者からの情報取得手続を加える。

(政令への委任)
第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第百八条中「及び財産開示手続」を、「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続」に改める。

第十九条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二百八条中「同じ。」の下に「又は第三者からの情報取得手続(同法第二百四条に規定する第三者からの情報取得手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。)」を加え、「財産開示手続は」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は」に改める。

第二百四十九条第一項中「財産開示手続の」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の」に改める。

第二百四十九条第一項中「財産開示手続」を「財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続の」に、「及び」を「並びに」に、「財産開示手続は」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は」に改め、同条第二項中「及び破産債権に基づく財産開示手続」を並びに「破産債権に基づく財産開示手続」及び第三者からの情報取得手続に改める。

(会社法の一部改正)

第十九条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五百十五条第一項中「同じ。」の下に「若しくは第三者からの情報取得手続(同法第二百七条第一項第一号、第二百六条第一項又は第二百七条第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。)」を加え、「財産開示手続は」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は」に改め、同項ただし書中「財産開示手続」の下に「若しくは第三者からの情報取得手続を加える。

をしようとする者による陳述、執行裁判所による警察への調査の嘱託に関する規定を新設すること。

(三) 国内の子の引渡しの強制執行は、執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法(子の引渡しの直接的な強制執行)又は間接強制の方法によることとし、子の引渡しの直接的な強制執行を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所における執行官の権限等に関する規定を新設すること。

(四) 執行裁判所の職権による債権差押命令の取消しに関する規定及び債務者に対する差押禁止債権の範囲の変更の申立ての教示に押禁止債権の範囲の変更の申立ての教示に係る規定等を整備すること。

民訴法の一部改正に伴い、国際的な子の返還の強制執行についても、その申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を改定する規定を、改正後の民訴法に基づく国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正

民訴法の一部改正に伴い、国際的な子の返還の強制執行についても、その申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を改定する規定を、改正後の民訴法に基づく国際的な子の引渡しの強制執行に関する規定と同一のものに改めるものとする。

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 1のうち、第三者からの債務者の不動産に係る情報の取得に関する規定は、この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しないものとすること。

(三) この法律の施行に伴い、民法ほか十の関係法律の規定を整備等するものとすること。

整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、子の引渡しの強制執行及び国際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備等を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、附則におけるこの法律の略称を「平成三十一年改正法」から「民事執行法等一部改正法」に改める必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十一年四月十二日

法務委員長 葉梨 康弘

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

(小字及び
は修正)

第三条 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る金銭債権を差し押された債権者がその債権を取り立てることができるようになるための期間については、新民事執行法第百五十五条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

第二条 施行日前に第一条の規定による改正前の民事執行法第百五十五条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む)の規定により差押債権者が金銭債権を取り立てることができるようになつた場合における新民事執行法第百五十五条第五項から第八項まで(これらを準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第五項中「第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日」とあるのは

「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の

整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、子の引渡しの強制執行及び国際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備等を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、附則におけるこの法律の略称を「平成三十一年改正法」から「民事執行法等一部改正法」に改める必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十一年四月十二日

法務委員長 葉梨 康弘

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

(小字及び
は修正)

第三条 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る金銭債権を差し押された債権者がその債権を取り立てることができるようになるための期間については、新民事執行法第百五十五条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

第二条 施行日前に第一条の規定による改正前の民事執行法第百五十五条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む)の規定により差押債権者が金銭債権を取り立てができるようになつた場合における新民事執行法第百五十五条第五項から第八項まで(これらを準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第五項中「第一項の規定により金銭債権を取り立て

ことができるようになつた日」とあるのは

「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の

整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、子の引渡しの強制執行及び国際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備等を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、附則におけるこの法律の略称を「平成三十一年改正法」から「民事執行法等一部改正法」に改める必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十一年四月十二日

法務委員長 葉梨 康弘

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

(小字及び
は修正)

第三条 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る金銭債権を差し押された債権者がその債権を取り立てることができるようになるための期間については、新民事執行法第百五十五条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

第二条 施行日前に第一条の規定による改正前の民事執行法第百五十五条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む)の規定により差押債権者が金銭債権を取り立てができるようになつた場合における新民事執行法第百五十五条第五項から第八項まで(これらを準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第五項中「第一項の規定により金銭債権を取り立て

ことができるようになつた日」とあるのは

「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の

側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号。
 民事執行法等一部改正法)といふ。の施行の日(同日以後に一と、同条第六項中「第一項の規定により金銭債権を取り立てることができる」となつた日)であるのは〔平成三十一年改正法の施行の日〕とする。

3 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る新民事執行法第百五十九条第一項又は第六十一条第一項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による決定の効力については、新民事執行法第百五十九条第六項及び第一百六十二条第五項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例によらず、なお従前の例による。

4 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る配当又は弁済金の交付を実施すべき時期については、新民事執行法第百六十六条第三項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例によらず、なお従前の例による。

〔別紙〕

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 第三者からの情報取得手続に関する事項

2 債務者の給与債権に係る情報の取得ができる者から情報の提供を求めることができる債務者財産の範囲やその申立ての要件などについて、必要に応じて検討するよう努めること。

2 債務者の給与債権に係る情報の取得ができる

二 不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、競売手続の円滑性を確保しつつその実効性を図るため、必要に応じて更なる対策について検討するよう努めること。

三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に關し、子の福祉の観点から、以下の事項について留意すること。

1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないよう、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。

2 執行裁判所や執行官の責務として、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないよう配慮する義務規定を設けた趣旨を踏まえ、子の引渡しを実現するに当たり、執行補助者として児童心理学の専門家等を積極的に活用できるようにするため、当該専門家等の確保のための方策を講じるよう努めること。

四 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようするなど、債務者に配慮したこと。

1 差押禁止債権の範囲の定めに関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、必要に応じて、我が国において給与債権の差押禁止の最低限度額の定めを設けることは是非を含め、我が国における法定の差押禁止の範囲についての見直しを検討するよう努めること。

2 給与債権の差押禁止の範囲の定めに関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、必要に応じて、我が国において給与債権の差押禁止の最低限度額の定めを設けることは是非を含め、我が国における法定の差押禁止の範囲についての見直しを検討するよう努めること。

3 国際的な子の返還の代替執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点から、本法施行後ににおける国際的な子の返還の代替執行に関する実務の運用状況を注視し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。

五 公的機関による養育費や犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、我が国におけるそれらの制度の導入的是非について検討を行うよう努めること。

六 公的機関による養育費や犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、我が国におけるそれらの制度の導入的是非について検討を行うよう努めること。

右

国会に提出する。

平成三十一年三月五日

内閣総理大臣 安倍晋三

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

第一條 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

第一条中「外国公館等」の下に「防衛関係施設」を加え、「施設」に「重要施設」に、「及び良好な国際関係」を、「良好な国際関係及び我が国を防衛するための基盤」に改める。

第二条第一項第三号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号を同第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第六条第一項の規定により対象防衛関係施設として指定された施設

第二条第二項中「い」を「いい、前項第四号に掲げる対象施設については第七条第二項の規定により指定された地域を「い」に改める。

第三条第三項中「海域」の下に「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二十八条の二第一項の離島を含む。以下同じ。」を加え、「次条第三項及び第五条第四項において」を「第十一条第一項に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「又は海上保安官」を

「海上保安官又は第二条第一項第三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官」に改め、同条を第十二条とし、第十条を第十二条とする。

第九条第一項中「第三項」を「第三項本文」に改め、同条第三項中「海上保安官」の下に「並びに第一条第一項第三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官」を加え、同項に後段として次のように加える。

官報(号外)

この場合において、当該自衛官の職務の執行については、第一項中「小型無人機等の飛行が」とあるのは「小型無人機等の飛行（当該自衛官が職務上警護する対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行われるものに限る。）が」と、「対象施設周辺地域」とあるのは「当該対象施設周辺地域と、前一項中「対象施設」に」とあるのは「当該対象施設」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空における当該自衛官の職務の執行については、警察官（海域及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察官長官及び海上保安庁長官）に協議して定めるところにより、行うとき有限る」と読み替えるものとする。

第九条第四項中「第三項」を「第三項本文」に改め、同条を第十条とする。

第八条第六条第一項第三号に掲げる対象施設（自衛隊の施設であるものに限る。次条第三項及び第十二条第二項において同じ。）に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者

省令、第三号に定める者への通報については防衛省令」に、「当該対象施設周辺地域が第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係るものである場合には東京都公安委員会及び皇宮警察本部長」を「及び次の各号に掲げる当該対象施設周辺地域の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同項に次の一書及び各号を加える。

ただし、第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において前項第一号に掲げる小型無人機等の飛行を行う場合において、当該通報を行うことが困難な場合において、当該対象施設の管理者が、防衛大臣が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な当該通報に代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第一 第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 皇宮警察本部長

二 海域を含む対象施設周辺地域 当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長

三 第二条第一項第三号に掲げる対象施設（自衛隊の施設であるものに限る。次条第三項及び第十二条第二項において同じ。）に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者

第八条を第九条とする。

第五条中「第五条第一項」の下に「第六条第一項」を加え、「この条及び第十二条第一項において」を削り、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第六条 防衛大臣は、自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安

全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域のうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止する必要があると認めるものを、対象防衛関係施設として指定することができる。この場合において、防衛大臣は、併せて当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定するものとする。

2 防衛大臣は、前項の規定により対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象防衛関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官と協議しなければならない。

4 防衛大臣は、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨及び当該対象防衛関係施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

5 防衛大臣は、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなったと認めることは、直ちに当該指定を解除しなければならない。

6 第二条の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

7 防衛大臣は、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

第二条 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 組織委員会への国の職員の派遣等 第三十三条 第十五条」を「第三章 組織委員会への国の職員の派遣等 第二条 第十五条」に改め、第四章 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の特例（第十六条 第八条）に改める。

本則に次の第一章を加える。

第四章 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の特例

（対象大会関係施設の指定等）

第十六条 文部科学大臣は、組織委員会の要請があつたときは、組織委員会がラグビーワールドカップ大会の準備又は運営のために使用するラグビーワールドカップ大会の会場その他の施設のうち、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備又は運営を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号。以下この章において「小型無人機等飛行禁止法」という。）第二条第五項に規定する小型無人機等の飛行をいう。以下この章において同じ。）による危険を未然に防止することができる）による危険を未然に防止することができるものと認めるものを、対象大会関

官報(号外)

請があつたときは、組織委員会が大会の準備又は運営のために使用する大会の会場その他の施設のうち、大会の円滑な準備又は運営を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号。以下この節において「小型無人機等飛行禁止法」という。)第二条第五項に規定する小型無人機等の飛行をいふ。以下この節において同じ。)による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象大会関係施設として指定することができる。この場合において、文部科学大臣は、併せて当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象大会関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象大会関係施設周辺地域として指定するものとする。

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二项」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨(対象外国公館等として)」とあるのは「同条第二項」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、「期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(対象空港の指定等)

第三十条 国土交通大臣は、空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項各号に掲げる空港のうち、大会の選手その他の関係者の円滑な輸送を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象空港として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、併せて当該対象空港の敷地又は区域を指定するものとす。

2 國土交通大臣は、前項の規定により対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定するときは、当該対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象空港に係る対象空港周辺地域として指定するものとする。

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象空港周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(適用等)

第三十一条 第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設及び対象空港施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(適用等)

2 前条第一項の規定により対象空港として指定された施設の管理者は、前項の規定により対象空港の管理は、前条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該施設における滑走路の閉鎖その他の当該施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(自衛隊法の一部改正)

2 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
第九十五条の三の次に次の二条を加える。

(国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

4 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条の改正規定中「第二十九条」を第三十二条に改める。

(対象施設の安全の確保のための権限)

第九十五条の四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)(第九条第三項第3号に規定する対象施設を職務上警護する自衛官は、同法の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

(総務省設置法及び天皇の退位等に関する法律の一部改正)

3 次に掲げる法律の規定中「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の國の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等」に改める。

一 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)

二 天皇の退位等に関する法律典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)附則第四条第三項

理由

官報(号外)

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の國の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律について、その上空における小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に防衛大臣が指定する防衛関係施設を追加する等の措置を講ずるとともに、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法について、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法について、文部科学大臣が期間を定めて指定する大会関係施設及び国土交通大臣が期間を定めて指定する空港を対象施設とみなす等の特別の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国 の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業 所の周辺地域の上空における小型無人機等 の飛行の禁止に関する法律の一部改正

防衛大臣が指定する対象防衛関係施設を、 その周辺地域の上空において小型無人機等の 飛行が禁止される対象施設に追加するととも に、自衛隊の施設を職務上警護する自衛官

に、安全の確保のための措置を講ずる権限を 付与するものとする。また、これらに伴 い、題名を「重要施設の周辺地域の上空にお ける小型無人機等の飛行の禁止に関する法 律」に改めるほか、所要の規定の整備を行 うものとする。

2 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会 特別措置法の一部改正

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国 の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業 所の周辺地域の上空における小型無人機等 の飛行の禁止に関する法律等の一部を改定す る必要がある。これが、この法律案を 提出する理由である。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国 の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業 所の周辺地域の上空における小型無人機 等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改 正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国 の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律について、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に防衛大臣が指定する防衛関係施設を追加する等の措置を講ずるとともに、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正を経過した日から施行することとする。

3 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正と同様の規定を整備す るものとすること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日 を経過した日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国 の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律について、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に防衛大臣が指定する防衛関係施設を追加する等の措置を講ずるとともに、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法及び平成三十二年東京オリンピック競技大会特別措置法について、文部科学大臣が期間を定めて指定する大会関係施設及び国土交通大臣が期間を定めて指定する空港を対象施設とみなす等の特別の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国 の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業 所の周辺地域の上空における小型無人機等 の飛行の禁止に関する法律の一部改正

防衛大臣が指定する対象防衛関係施設を、 その周辺地域の上空において小型無人機等の 飛行が禁止される対象施設に追加するととも に、自衛隊の施設を職務上警護する自衛官

に、安全の確保のための措置を講ずる権限を 付与するものとする。また、これらに伴 い、題名を「重要施設の周辺地域の上空にお ける小型無人機等の飛行の禁止に関する法 律」に改めるほか、所要の規定の整備を行 うものとする。

2 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会 特別措置法の一部改正

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国 の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業 所の周辺地域の上空における小型無人機等 の飛行の禁止に関する法律等の一部を改定す る必要がある。これが、この法律案を 提出する理由である。

大会関係施設及び国土交通大臣が期間を定め て指定する対象空港を、その周辺地域の上空 において小型無人機等の飛行が禁止される対 象施設とみなし、関係規定を適用するほか所 要の規定の整備を行うものとすること。

正する法律案に対する附帯決議

3 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会・ 東京パラリンピック競技大会特別措置法の一 部改正

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正と同様の規定を整備す るものとすること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日 を経過した日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国 の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律について、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に防衛大臣が指定する防衛関係施設を追加する等の措置を講ずるとともに、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法及び平成三十二年東京オリンピック競技大会特別措置法について、文部科学大臣が期間を定めて指定する大会関係施設及び国土交通大臣が期間を定めて指定する空港を対象施設とみなす等の特別の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国 の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業 所の周辺地域の上空における小型無人機等 の飛行の禁止に関する法律の一部改正

防衛大臣が指定する対象防衛関係施設を、 その周辺地域の上空において小型無人機等の 飛行が禁止される対象施設に追加するととも に、自衛隊の施設を職務上警護する自衛官

に、安全の確保のための措置を講ずる権限を 付与するものとする。また、これらに伴 い、題名を「重要施設の周辺地域の上空にお ける小型無人機等の飛行の禁止に関する法 律」に改めるほか、所要の規定の整備を行 うものとする。

2 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会 特別措置法の一部改正

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国 の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業 所の周辺地域の上空における小型無人機等 の飛行の禁止に関する法律等の一部を改定す る必要がある。これが、この法律案を 提出する理由である。

〔別紙〕

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国 の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業 所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改定す るものとすること。

正する法律案に対する附帯決議

3 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正と同様の規定を整備す るものとすること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日 を経過した日から施行するものとすること。

二 対象大会関係施設の指定に当たっては、本法による改正後の国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国 の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の目的に照らし

その施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止する必要性について慎重に検討 が行われ、必要な限度を超える規制とならないよ

うにすること。

二 対象大会関係施設の指定に当たっては、大会 の円滑な運営を確保するためにその施設に対す る小型無人機等の飛行による危険を未然に防止

する必要性について、施設ごとの特性に応じ、 指定期間にについても考慮しつつ、慎重に検討が

行われ、必要な限度を超える規制とならないよ

うにすること。

三 在日米軍施設区域に関する本法の適用につ いては、在日米軍と関係機関の緊密な連携の下で

本法の運用が行われるよう、適切な連絡体制の構築を図ること。

四 対象防衛関係施設を職務上警護する自衛官に よる安全の確保のための措置については、その

措置を講ずる必要がある。

五 本法の適用が行われるよう、適切な連絡体制の構築を図ること。

六 本法の運用が行われるよう、適切な連絡体制の構築を図ること。

七 本法の運用が行われるよう、適切な連絡体制の構築を図ること。

職務の執行に関する本法の規定が厳格に遵守されるようになること。

五 正当な取材目的の小型無人機等の飛行については、国民の知る権利及び取材・報道の自由が確保されるよう、本法に定められた対象施設の管理者は、対象施設ごとの特性に応じ、合理的な理由に基づき同意・不同意の判断を行うようになること。

特許法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成三十一年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第六項中「第一百五条の二」を「か
ら第一百五条の二の十一まで」に改める。

第一百二条第一項中「その譲渡した物の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)」、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において」を「次の各号に掲げる額の合計額を」に改め、同項ただし書きを削り、同項に次の各号を加える。

一 特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額に、自己の特許権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物の数量(次号において「譲渡数量」という。)のうち当該特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量(同号において

百五条の次に次の十条を加える。

(査証人に対する査証の命令)

第二百五条の二 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、立証されるべき事実の有無を判断するため、相手方が所持し、又は管理する

書類又は装置その他の物(以下「書類等」とい

う。)について、確認、作動、計測、実験その他の措置をとることによる証拠の収集が必要であると認められる場合において、特許権又は専用実施権を相手方が侵害したことを疑うに足りる相当な理由があると認められ、か

つ、申立人が自ら又は他の手段によつては、

当該証拠の収集を行うことができないと見込

まれるときは、相手方の意見を聴いて、査証

人に對し、査証を命ぜることができる。ただ

し、当該証拠の収集に要すべき時間又は査証

を受けるべき当事者の負担が不相当なものと

なることその他の事情により、相当でないと

認めるときは、この限りでない。

2 査証の申立ては、次に掲げる事項を記載し

た書面でしなければならない。

一 特許権又は専用実施権を相手方が侵害し

たことを疑うに足りる相当な理由があると

認められるべき事由

二 査証の対象とすべき書類等を特定するに

足りる事項及び書類等の所在地

三 立証されるべき事実及びこれと査証によ

り得られる証拠との関係

四 申立人が自ら又は他の手段によつては、

前号に規定する証拠の収集を行うことがで

きない理由

五 第五百条の二の四第二項の裁判所の許可

を受けようとする場合にあつては、当該許

可に係る措置及びその必要性

3 裁判所は、第一項の規定による命令をした

後において、同項ただし書に規定する事情に

より査証をすることが相当でないと認められることに至つたときは、その命令を取り消すことができる。

4 査証の命令の申立てについての決定に対しでは、即時抗告をすることができる。

(査証人の指定等)

第二百五条の二 査証は、査証人がする。

3 裁判所は、円滑に査証をするために必要と認められるときは、当事者の申立てにより、執行人に対し、査証人が査証をするに際して必要な援助をすることを命ずることができ

(査証人の指定期)

第二百五条の二の三 査証人について誠実に査証

をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その査証人が査証をする前に、これを忌避することができる。査証人が査証を

した場合であつても、その後に、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知ったときは、同様とする。

2 民事訴訟法第二百四十四条第二項から第四項までの規定は、前項の忌避の申立て及びこれに対する決定について準用する。この場合において、同条第二項中「受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

(査証)

第二百五条の二の四 査証人は、第二百五条の二第一項の規定による命令が発せられたときは、査証をし、その結果についての報告書(以下「査証報告書」という。)を作成し、これを裁判

所に提出しなければならない。

2 査証人は、査証をするに際し、査証の対象

者の工場、事務所その他の場所(次項及び次

条において「工場等」という。)に立ち入り、又

第二節第一款に規定する専門委員」を「専門委員(民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員をいう。第二百五条の二の六第四項において同じ。)」に改める。

第二百五条第四項中「民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員」を「専門委員(民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員をいう。第二百五条の二の六第四項において同じ。)」に改める。

は査証を受ける当事者に対し、質問をし、若しくは書類等の提示を求めることができるほか、装置の作動、計測、実験その他査証のために必要な措置として裁判所の許可を受けた措置をとることができる。

3 執行官は、第百五条の二の二第三項の必要な援助をするに際し、査証の対象とすべき書類等が所在する査証を受ける当事者の工場等に立ち入り、又は査証を受ける当事者に対し、査証人を補助するため、質問をし、若しくは書類等の提示を求めることができる。

4 前二項の場合において、査証を受ける当事者は、査証人及び執行官に対し、査証に必要な協力をしなければならない。

(査証を受ける当事者が工場等への立ち入りを拒む場合等の効果)

第百五条の二の五 査証を受ける当事者が前条第二項の規定による査証人の工場等への立入りの要求若しくは質問若しくは書類等の提示の要求又は装置の作動、計測、実験その他査証のために必要な措置として裁判所の許可を受けた措置の要求に対し、正当な理由なくこれらに応じないときは、裁判所は、立証されるべき事実に関する申立て人の主張を真実と認めることができる。

(査証報告書の閲覧等)

第百五条の二の七 申立て人及び査証を受けた当事者は、前条第二項に規定する期間内に査証を受けた当事者の申立てがなかつたとき、又は同項の規定による申立てについての裁判が確定したときは、裁判所書記官に対し、同条第三項の規定により全部を開示しないこととされた場合は除き、査証報告書(同項の規定により一部を開示しないこととされた場合には、当該一部の記載を除く。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 前項に規定する場合のほか、何人も、その提出された査証報告書の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を求めることができない。

3 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項の規定は、第一項に規定する査証報告書について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「特許法第百五条の二の二第一項」と、「当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立て人又は査証を受けた人」の一部を次のように改正する。

4 裁判所は、前項に規定する正当な理由があるかどうかについて査証報告書の全部又は一部を開示してその意見を聽くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示することができる。ただし、当事者等、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示するときは、あらかじめ査証を受けた当事者の同意を得なければならない。

5 第二項の規定による申立てを却下する決定及び第三項の査証報告書の全部又は一部を開示しないこととする決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(査証人の旅費等)

第百五条の二の九 査証人にに関する旅費、日当及び宿泊料並びに査証料及び査証に必要な費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)中これらに関する規定の例によることとする。

(最高裁判所規則への委任)

第百五条の二の十 この法律に定めるもののほか、第百五条の二から前条までの規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めることとする。

第百五条の四第一項第一号中「書類」の下に「第百五条の二の六第四項の規定により開示された査証報告書の全部若しくは一部」を加える。

第百六十九条第六項中「昭和四十六年法律第四十号」を削る。

第二百条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「秘密を漏らした罪」を付する。

第二百条の二を第二百条の三とし、第二百条の次に次の一条を加える。

二 讓渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(実用新案権者又は専用実施権者が、当該実用新案権者の実用新案権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く)におけるこれらの数量に応じた当該実用新案権又は専用実施権に係る登録実用新案の実施に対し受けるべき金額の額に相当する額

第二十九条第一項中「その譲渡した物品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、実用新案権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、実用新案権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において」を「次の各号に掲げる額の合計額を」に改め、同項ただし書きを削り、同項に次の各号を加える。

一 実用新案権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額に、自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物品の数量(次号において「譲渡数量」という。)のうち当該実用新案権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量(同号において「実施相応数量」という。)を超えない部分(その全部又は一部に相当する数量を当該実用新案権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量(同号において「特定数量」という。)を控除した数量)を乗じて得た額。

二 讓渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(実用新案権者又は専用実施権者が、当該実用新案権者の実用新案権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く)におけるこれらの数量に応じた当該実用新案権又は専用実施権に係る登録実用新案の実施に対し受けるべき金額の額に相当する額

第二十九条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する登録実用新案の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たつては、実用新案権者又は専用実施権者が、自己の実用新案権又は専用実施権に係る登録実用新案の実施の対価について、当該実用新案権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該実用新案権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該実用新案権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

第五条中「第一百六条」を「第一百五条」に、「書類の提出等」を「及び書類の提出等」及び「意匠法の一部改正」を「及び意匠法の一部改正」に改め、同条第一項第一号中「が第十一条第一項」を「同項」に改める。

第三条 意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)

の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八条を除き」を削り、「又はこれらの結合」を「若しくはこれらの結合(以下「形状等」という)」、建築物(建築物の部分を含む、以下同じ)の形状等又は画像機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を發揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三、第二項第六号並びに第五十五条第二項、第五十九条第七号及び第八号、第四十四条の二、第二項第六号を除き、以下同じ)に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 1 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貨渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む、以下同じ)をする行為

二 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

三 意匠に係る画像(その画像を表示する機能を有するプログラム等)特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第二条第四項に規定する「プログラム等」(以下同じ)を含む。以下この号において同じ)について

行う次のいずれかに該当する行為

イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供者若しくはその申出(提供のための展示を含む。以下同じ)をする行為

ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器(以下「画像記録媒体等」という)の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

第三条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三条第二項を削り、同条第三項を同条第三項とする。

第三条第二項中「知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」を「知られ、頒布された下「形状等」という)、建築物(建築物の部分を含む、以下同じ)の形状等又は画像機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像

画像」を加え、同条第三号中「形状」の下に「若しくは建築物の用途にとつて不可欠な形状」を、

第五条第二号中「物品」の下に「建築物又は

内装の意匠」

第八条の二 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾(以下「内装」という)を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第十一条第一項中「第十五条」を「第十五条第一項」に改め、「第四十三条第一項」の下に「第四十三条の二第一項」を加え、「第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く)の発行の日」を「当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日」に改め、同項に次にただし書きを加える。

ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。

第十一条第四項中「本意匠に係る二以上の関連意匠」を「関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が基礎意匠(当該

四項中「又は色彩がその物品」を「若しくは色彩、建築物の形状、模様若しくは色彩又は画像がその物品、建築物又は画像」に、「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」を「形状等、建築物の形状等又は画像」に「及びその物品」を「及びその物品、建築物又は画像」に改め、同条第七項中「物品」の下に「建築物又は画像」を加える。

第七条中「物品の区分により」を「ところにより」に改める。

第八条中「物品」の下に「建築物又は画像」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(内装の意匠)

第八条の二 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾(以下「内装」という)を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるとき

は、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一

又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一

又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

3 第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条の二ただし書中「同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げた事項が掲載されたものを除く。」とあるのは、「当該先の意匠登録出願について第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求したときは、第二十条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げた事項が掲載されたものに限る。」とする。

4 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものに限る。当該意匠登録を受けることができるものに限る。当該意匠登録を受けることができるものに限る。

5 前項の場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該本意匠」とあるのは、

「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」とする。

第十条に次の二項を加える。

8 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠（当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶すべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第四十条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。）と同一又は類似のものは、第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

第十条の二第二項ただし書及び第三項中「同法」の下に「第四十三条の二第二項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び」を加える。

第十五条第一項中「第四十三条第一項から第五項まで、第八項及び第九項（パリ条約による優先権主張の手続）並びに第四十三条の三〔を及び第四十三条から第四十三条の三まで（パリ条約による優先権主張の手続及び）に改め、「同条第八項中〔第六項〕の規定による通知を受けた者」とあるのは「〔第六項〕と」を削る。

第五項に規定する書面を提出する者」と、「前項とあるのは「〔第二項〕と、「〔第二項〕とあるのは「〔同項〕と、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「〔第四十三条〕と」を削る。第十七条第一号中「第八条の下に「〔第八条の二〕を加え、「から第三項まで」を」、第四項若

しくは第六項に改める。

第二十一条第一項中「設定の登録」を「意匠登録」に、「二十年」を「二十五年」に改め、同

条第二項中「本意匠の意匠権の設定の登録」を「基礎意匠の意匠登録出願」に、「二十年」を「二十五年」に改める。

第二十二条及び第二十六条の二第二項中「本意匠」を「基礎意匠」に改める。

第二十七条第一項ただし書及び第三項中「本意匠」を「基礎意匠」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十七条第二項中「物（プログラム等（特許法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。）を含む。以下同じ。）を「物品」建築物若しくは画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等を含む。第六十四条及び第六十五条第一号を除き、以下同じ。）若しくは画像を記録した記録媒体若しくは内蔵する機器（以下「一般画像記録媒体等」という。）又はプログラム等（画像を表示する機能を有するプログラム等を除く。以下同じ。）若しくはプログラム等を記録した記録媒体若しくは記憶した機器（以下「プログラム等記録媒体等」といいう。）に改める。

第三十八条第一号を次のように改める。
一 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為
イ 当該製造にのみ用いる物品又はプログラム等を記録した記録媒体若しくは記憶した機器（以下「プログラム等記録媒体等」といいう。）に改める。

第三十九条第一号を次のように改める。

一 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為
イ 当該製造にのみ用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為
ロ 当該製造に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為
ハ 当該建築に用いるプログラム等の作成等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

第三十一条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。
二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠が日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く。）であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠として行う次のいずれかに該当する行為
イ 当該建築に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
ロ 当該建築に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為
ハ 当該建築に用いるプログラム等の作成等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

第三十二条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。
二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠として行う次のいずれかに該当する行為
イ 当該建築に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
ロ 当該建築に用いるプログラム等の作成等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
ハ 当該建築に用いるプログラム等の作成等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

第三十三条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。
二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠として行う次のいずれかに該当する行為
イ 当該作成にのみ用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
ロ 当該作成にのみ用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為
ハ 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成に用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等

若しくはプログラム等記録媒体等(これらが日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く。)であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として行つ次のいずれかに該当する行為

イ 当該作成に用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該作成に用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

九 登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像を業としての電気通信回線を通じた提供のために保有する行為又は登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像記録媒体等を業としての譲渡、貸渡し若しくは輸出のために所持する行為

第三十九条第一項中「その譲渡した物品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において」を次の各号に掲げる額の合計額を「改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額に、自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者が譲渡し

た物品の数量(次号において「譲渡数量」という)のうち当該意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量(同号において「実施相応数量」という。)を超えない部分(その全部又は一部に相当する数量を当該意匠権者又は専用実施権者が販売することができるとする事情があるときは、当該事情に相当する数量(同号において「特定数量」という。)を控除した数量)を乗じて得た額

二 譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(意匠権者又は専用実施権者が、当該意匠権者の意匠権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾を得たと認められない場合を除く。)におけるこれらの数量に応じた当該意匠権又は専用実施権に係る登録意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額

第三十九条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する登録意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たつては、意匠権者又は専用実施権者が、自己の意匠権又は専用実施権に係る登録意匠の実施の対価について、当該意匠権又は専用実施権の侵害がつたことを前提として当該意匠権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該意匠権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができ

る。

第四十一条中「第百五条の六」を「第百五条に、「書類の提出等」を「及び書類の提出等」、第一百五条の二の十一から第百五条の六ま

で「に改める。

第四十二条第一項第二号中「第二十年」を「第二十五年」に改め、同条第三項中「第一項」を「同項」に改める。

第四十四条の三第一項中「輸入し、又は」を「輸入をし、若しくは」に、「製造し、」を「製造に、」取得したを「取得をした」に、「登録意匠又は」を「登録意匠若しくは」に、「物品」を「物品若しくは」に、「物」を「物」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

「輸入をし、若しくは」に、「製造し、」を「製造に、」、「取得した」を「取得をした」に、「登録意匠又は」を「登録意匠若しくは」に、「物品」を「物品若しくは」に、「物」を「物」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

五 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物を譲渡又は貸渡しのために所有した行為

六 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成に用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

イ 当該作成に用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

七 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像を電気通信回線を通じた提供のため保有した行為又は当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像記録媒体等を譲渡、貸渡し若しくは輸出のため所持した行為

八 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物を譲渡又は貸渡しのために所有した行為

九 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

イ 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

十 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

十一 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

十二 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

十三 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

十四 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

十五 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

十六 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

体等について行つた次のいずれかに該当する行為

イ 当該製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該製造に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をした行為

四 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

イ 当該建築に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該建築に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をした行為

五 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物を譲渡又は貸渡しのため行つた次のいずれかに該当する行為

六 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成に用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

イ 当該作成に用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該作成に用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をした行為

七 善意に、当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像を電気通信回線を通じた提供のために保有した行為又は当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像記録媒体等を譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第五十五条第二項に次の四号を加える。

四 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為

第六十条の六第一項中「以下「国際登録の日」という。」を削り、同条第三項の表下欄中「物品の下に「又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途(上欄に掲げる製品が建築物又は画像である場合において、当該製品に係る国際登録簿に記録された事項から当該建築物又は画像の用途を認識することができるとき有限る。)」を加える。

第六十条の八中「第十条第一項」の下に「(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 本意匠の意匠権が第六十条の十四第二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権である場合における第十条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第四十四条」を「第四项」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。

3 基礎意匠に係る一又は二以上の関連意匠の意匠権が第六十条の十四第二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権である場合における第十条第八項の規定の適用については、同項中「第四十四条」を「第四项」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。

第六十条の十第一項中「第四十三条第一項から第五項まで、第八項及び第九項(第十五条第一項)を「第四十三条(同項)に、「読み替えて準用する同法を準用する同法第四十三条の二第二項(第十五条第一項において準用する同法第二項)とあるのは、第十五条第一項に準用する場合を含む。」及び「並びに」の下に「第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第一項(第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)及び」を加え、同条第三項中「第五項まで、第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出する者」と、「前項」とあるのは「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」を「「經濟産業省令で定める期間内」に改める。

第六十条の十二第二項中「五百条の二」を「から第百五条の二の十一まで」に、「第百五条の二まで」を「第百五条まで、第百五条の二の二」に改める。

第六十条の十五及び第六十条の十六中「本意匠」を「基礎意匠」に改める。

第六十条の二十一第二項中「国際登録の日から十五年を経過した後にするものを除く。」を削る。

第六十四条中「又はその物品の包装にその物品を「若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその包装に当該物品、建築物又は画像に」「附する」を「付する」に改める。

第六十五条第一号中「以外の物品又はその物品の」「建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはそのに、「附する」を「付する」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等であつて、当該物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその包装に意匠登録表

示又はこれと紛らわしい表示を付したものについて行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該物品、建築物又は画像記録媒体等の譲渡、貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しのための展示をする行為

ロ 当該画像の電気通信回線を通じた提供又はそのための展示をする行為

三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等について行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該物品又は画像記録媒体等の製造若しくは使用をさせるため、又は譲渡若しくは貸渡しをするため、広告に当該物品又は画像記録媒体等が登録意匠若しくはこれと紛らわしい表示をする行為

ロ 当該建築物の建築若しくは使用をさせたため、又は譲渡若しくは貸渡しをするため、広告に当該建築物が登録意匠若しくはこれと紛らわしい表示をする旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

ハ 当該画像の作成若しくは使用をさせるため、又は電気通信回線を通じた提供をするため、広告に当該画像が登録意匠若しくはこれと紛らわしい表示をする旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

二 登録意匠出題」を「意匠登録出願」に改める。

第六十六条第三項中「すべて」を「全て」に、「意匠登録出願」に改める。

第六十八条第一項中「第四条並びに第五条第一項及び第二項」を「から第五条まで」に改め別表中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の後に次二号を加える。

四 (商標法の一部改正)	第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長第十九条において準用する同法第五十条の規定により指定された期間に係るものと除く。)を請求する者	第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長(第十九条において準用する同法第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。)を請求する者
五 一件につき四千二百円	一件につき七千二百円	一件につき七千二百円

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第五項中「第一百五条の二」を「第一百五条の二の十一」に改める。

第三十一条第一項ただし書を削る。

第三十八条第一項中「その譲渡した商品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた額を超えない限度において」を「次の各号に掲げる額の合計額を」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量(以下この項において「譲渡数量」という。)がなければ販売することができた商品の単位数量(以下この項において「譲渡数量」という。)を「百五条の二の十一」に改める。

二 譲渡数量のうち使用相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(商標権者又は専用使用権者が、当該商標権者の商標権についての専用使用権の設定若しくは通常使用権の許諾又は当該専用使用権者の専用使用権についての通常使用権の許諾を得た場合)におけるこれと認められない場合を除く。)におけるこれらの数量に応じた当該商標権又は専用使用権に係る登録商標の使用に対し受けるべき金額の額に相当する額

第三十八条第五項中「前二項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する登録商標の使用に対し受けるべき金額の額に相当する額を認定するに当たつては、商標権者又は専用使用権者が、自己の商標権又は専用使用権に係る登録商標の使用の対価について、当該商標権又は専用使用権の侵害があつたことを前提として当該商標権又は専用使用権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該商標権者又は専用使用権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

第三十九条中「第一百五条の二の十一」を加え、「書類の提出等」、第百五条の二の十一を加え、「書類の提出等」を控除した数量)を乗じて得た

四 別表の改正規定並びに次条第二項から第五項までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日	第三条の規定(前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の意匠法第二条第一項、第三条第一項、第五条第二号及び第三号、第六条第一項第三号、第三項、第四項及び第七項、第八条、第八条の二、第十一条、第十七条第一号、第二十一条、第四十二条第一項第二号、第四十八条第一項第二号、第六十条の八並びに第六十条の二十一第三項、第六十条の八並びに第六十条の二十一第二項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次条において「施行日」という。)以後に於ける意匠登録出願について適用し、施行日以前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。
四 第二条 第三条の規定(前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の意匠法第二条第一項、第三条第一項、第五条第二号及び第三号、第六条第一項第三号、第三項、第四項及び第七項、第八条、第八条の二、第十一条、第十七条第一号、第二十一条、第四十二条第一項第二号、第四十八条第一項第二号、第六十条の八並びに第六十条の二十一第三項、第六十条の八並びに第六十条の二十一第二項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次条において「施行日」という。)以後に於ける意匠登録出願について適用し、施行日以前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。	第二条 第三条の規定(前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の意匠法第二条第一項、第三条第一項、第五条第二号及び第三号、第六条第一項第三号、第三項、第四項及び第七項、第八条、第八条の二、第十一条、第十七条第一号、第二十一条、第四十二条第一項第二号、第四十八条第一項第二号、第六十条の八並びに第六十条の二十一第三項、第六十条の八並びに第六十条の二十一第二項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次条において「施行日」という。)以後に於ける意匠登録出願について適用し、施行日以前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。
四 第三条の規定(前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の意匠法第二条第一項、第三条第一項、第五条第二号及び第三号、第六条第一項第三号、第三項、第四項及び第七項、第八条、第八条の二、第十一条、第十七条第一号、第二十一条、第四十二条第一項第二号、第四十八条第一項第二号、第六十条の八並びに第六十条の二十一第三項、第六十条の八並びに第六十条の二十一第二項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次条において「施行日」という。)以後に於ける意匠登録出願について適用し、施行日以前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。	第三条の規定(前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の意匠法第二条第一項、第三条第一項、第五条第二号及び第三号、第六条第一項第三号、第三項、第四項及び第七項、第八条、第八条の二、第十一条、第十七条第一号、第二十一条、第四十二条第一項第二号、第四十八条第一項第二号、第六十条の八並びに第六十条の二十一第三項、第六十条の八並びに第六十条の二十一第二項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次条において「施行日」という。)以後に於ける意匠登録出願について適用し、施行日以前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。
四 第三条中意匠法第七条の改正規定、同法第十三条第一項の改正規定(第四十三条第一項)の下に「第四十三条の二第一項」を加える部分に限る。)、同法第十条の二第二項ただし書及び第三項の改正規定、同法第十五条第一項及び第六十条の十二第二項の改正規定及び同法第六十条の十二第二項の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日	第三条中意匠法第七条の改正規定、同法第十三条第一項の改正規定(第四十三条第一項)の下に「第四十三条の二第一項」を加える部分に限る。)、同法第十条の二第二項ただし書及び第三項の改正規定、同法第十五条第一項及び第六十条の十二第二項の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

3 新意匠法第十五条第一項及び第六十条の十二項において準用する特許法第四十三条第八項及び第九項の規定は、第四号施行日以後に新意匠法第十五条第一項及び第六十条の十二第二項において準用する特許法第四十三条第七項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、適用しない。

及び第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、なお従前の例による。
4 新意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三条の二(同項において準用する同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、第四号施行日前にした意匠登録出願に伴う優先権の主張については、適用
5 新意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定は、第四号施行日前に旧意匠法の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手続については、適用しない。(商標法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第四条の規定(附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の商標法第六十八条の二十八第一項の規定は、施行日以後にする標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三条の三に規定する領域指定であつて日本国を指定するもの(以下この条において「日本国を指定する領域指定」という。)について適用し、施行日前にした日本国を指定する領域指定については、なお従前の例による。

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(執行官法の一部改正)

第五条 執行官法(昭和四十一年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 特許法(昭和三十四年法律第二百二十号)第二百五条の二の二第三項の規定によ

第八条第一項第一号中「又は前項第一号の二」を「前項第一号の二」に改め、「調査」の下に「又は同項第一号の三の援助」を加え、「又は同号」を「同項第一号の二」に改める。
理由 知的財産を適切に保護し、その活用を図るために、特許権の侵害に係る訴訟について、当事者の申立てにより裁判所が指定する査証人が、立証されるべき侵害に係る事実の有無の判断に必要な証拠の収集を行うための査証を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設するとともに、損害賠償額の算定の基準となる特許権者等がその特許発明の実施等に対し受けるべき金銭の額の認定に当たり考慮することができる事項を規定するほか、画像及び建築物を意匠権の保護対象に追加する等の意匠制度の拡充に係る措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
1 議案の目的及び要旨
2 意匠法の一部改正
(一) 物品に記録・表示されていない画像デザインや、建築物の外観・内装のデザインを、新たに意匠法の保護対象とすること。 (二) 自己の登録意匠等に類似する意匠の登録を認める関連意匠制度を拡充し、一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインの保護を可能とすること。
3 商標法の一部改正
(一) 標識品の取締りを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為を、意匠権侵害とみなし、取り締まるようすること。 (二) 標識品の取締りを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為を、意匠権侵害とみなし、取り締まるようすること。
4 施行期日

特許法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議
平成三十一年四月十二日
衆議院議長 大島 理森殿
經濟産業委員長 赤羽 一嘉
(別紙)

証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設すること。

付することに決した。

右報告する。

平成三十一年四月十二日

衆議院議長 大島 理森殿

經濟産業委員長 赤羽 一嘉

官 報 (号 外)

平成三十一年四月十六日 衆議院会議録第十九号

明治二十九年三月三十一日
郵便物認可

<u>發行所</u>
二東京一 獨立行政法人國立印刷局
二五 都道府県 港區八 虎ノ門四五 丁目
二五 丁目
<u>電話</u>
03 (3587) 4294
<u>定価</u>
一本 二二〇円